

CLAYTON UTZ



Supported by  
**Australian Government**  
**Austrade**

# オーストラリアにおけるビジネス展開

# オーストラリアにおけるビジネス展開

## Doing Business in Australia

### 目次

序文ークレイトン・ユッツ法律事務所.....	1
序文ーオーストラリア貿易促進庁.....	3
オーストラリア概要.....	4
ビジネスの規制.....	6
ビジネスの構造.....	9
外国投資.....	11
海外からの対豪投資 - 豪州政府による支援.....	14
契約法.....	18
テクノロジーと知的財産権の保護.....	21
電子商取引.....	25
雇用と労使関係.....	29
ビジネス移住.....	31
資金調達に関する法律.....	32
企業買収に関する法律.....	34
税務全般.....	36
独占禁止および不当競争防止に関する規制.....	50
製造物責任.....	55
消費者製品に関する規制.....	61
不動産に関する法律.....	65
環境法.....	69
気候変動.....	72
金融サービス.....	74
クレイトン・ユッツ法律事務所について.....	81
クレイトン・ユッツ法律事務所 お問い合わせ先.....	83
オーストラリア関連の参考ウェブサイト.....	84

本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、オーストラリアでの事業機会を求める投資家および事業者の方々のために作成されたものです。本稿では対豪投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方がよい法律や規制をすべて網羅し概略を述べています。

法律やビジネス慣習は絶えず変化していますので、本稿は手引書としてのみご使用下さい。具体的な投資判断の際には事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。そのようなアドバイスが必要な場合に、クレイトン・ユッツ法律事務所は多くのビジネス分野に関連する支援、サポート、アドバイスを顧客の皆様にご提供することができます。

我々は、本稿の情報が皆様のお役に立つことを期待しています。オーストラリアでのビジネス展開に関するより詳しい情報、あるいはアドバイスをお求めの際には、是非ご連絡下さい。

本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、2009年11月1日現在におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報の提供を意図したものです。内容は法的なアドバイスではありませんので、法的アドバイスとして依拠しないで下さい。具体的な事項については法的アドバイスを求めて下さい。出典が明確であれば、本冊子の内容を複製して頂いて結構です。掲載されている弁護士はオーストラリアすべての州で弁護士資格を有しているとは限りません。

© Clayton Utz 2009 ISBN 1 876436 33 6

## 序文ークレイトン・ユッツ法律事務所

本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、オーストラリアでの事業機会を求める投資家および事業者の方々のために作成されたものです。クレイトン・ユッツ法律事務所を代表して本稿をご提供できることを幸甚に思います。

投資家や事業者にとって、ビジネスの場としてのオーストラリアの魅力は、堅調な経済、高度で安定したビジネス・政治環境、多言語に堪能な熟練労働力という点にあります。オーストラリアの法律制度は成熟しており、ビジネスがしやすい環境が整っています。また、オーストラリアの弁護士は、ビジネスに関する知識や経験が豊富であり、高い評価を受けています。このような知識や経験の多くは、世界最大規模の取引案件に関与することで培われてきたものです。

オーストラリアは、世界で最も急速に経済成長を遂げているアジア太平洋地域の国々の多くと地理的に近接しており、さらにオーストラリアのタイムゾーンは、米国の業務終了時刻とヨーロッパの業務開始時刻の両方と重なるため、世界的規模でビジネスを行う上で最適の位置にあると言えるでしょう。

オーストラリアは成長著しい天然資源セクターも有しており、世界への鉱物や原材料の主要な輸出国となっています。この天然資源ブームが大きく豪州経済を牽引しており、この傾向は今後何年も継続すると市場アナリストは予想しています。豪州経済におけるその他の主要セクターとしては、金融サービス、インフラストラクチャー、情報通信技術、アグリビジネス（農業関連産業）、バイオテクノロジー等が挙げられます。

過去10年間に観光業も著しい成長を遂げました。オーストラリアは今やアジア太平洋地域において最も人気の高い観光地の一つになっており、比類のないオーストラリアの自然美とゆったりとしたライフスタイルに惹かれて、毎年、海外から何百万人という観光客が訪れています。

オーストラリアの高度な金融サービスセクターは、効率的かつ透明性のある市場で運営され、最新式の市場インフラや規制体制に支えられています。オーストラリアには株式、債券、外国為替、金融派生商品など流動性の高い市場があり、アジア太平洋地域における資本市場活動の中心地の一つとなっています。

さらに、オーストラリアとアジア太平洋諸国との間のビジネス活動の流れは数十年にわたって築かれてきました。とりわけ、米国、日本、インドネシア、中国との関係は前向きで強固なものとなっています。

賃貸料、サービス料、教育費、給与および駐在員の生活費が比較的低廉なため、オーストラリアは同地域全体にわたってビジネスを運営するために非常に望ましい拠点なのです。その結果、国際企業が、オーストラリアに地域統括本部を設置することが一般的になりました。

オーストラリアと同様、クレイトン・ユッツ法律事務所には長きにわたる誇るに足る伝統があります。クレイトン・ユッツ法律事務所は、1833年に創立されました。今日では、

オーストラリアにおいて最大規模で最も成功を収めている法律事務所の一つとなっています。当法律事務所には、190名を超えるパートナー弁護士、1500名の法務その他のサポート・スタッフがおり、シドニー、メルボルン、ブリスベン、キャンベラ（首都）、ダーウィン、パース及び香港に事務所があります。オーストラリアでのビジネス展開に関しさらに詳しい情報、あるいはアドバイスをお求めの際には、是非ご連絡下さい。

チーフ・オペレーティング・オフィサー、経営パートナー弁護士、国際サービス  
スチュアート・クラーク

## 序文ーオーストラリア貿易促進庁

オーストラリアは、海外投資家に多様で魅力的な事業機会を提供しています。本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、豪州でビジネスを構築するために必要な実践的アドバイスを提供するものです。

投資先としてのオーストラリアの魅力は、長期的な経済の力強さ、ビジネスに対する健全な規制体制、安定した政治制度に基づいています。

オーストラリアの1兆豪ドル規模の国家経済は、特に最近のグローバル経済・金融システムの混乱後、投資家にとって大きな安心感を与えています。

オーストラリアは、その知識集約型経済の多様なセクターすべてにおいて外国からの投資を歓迎しています。

豪州のエネルギーおよび天然資源は世界的に有名ですが、サービスセクターは豪州GDPの約70パーセントを占めています。

オーストラリアの高度なサービスセクターは、特に金融・専門的サービス、クリーンエネルギー技術、インフラ分野において素晴らしい事業機会を提供しています。

政府の新プログラムは現在、知識集約型経済を促進するため、これらのセクターへの投資を強化しています。

オーストラリアの多言語に堪能な熟練労働力による技術基盤は、もう一つの大きな資産です。それはイノベーションや研究開発促進のための新たな政府支援によって培われてきました。

オーストラリアの公用語は英語ですが、国自体が多言語社会となっています。人口2150万人のうち、100万人を超えるオーストラリア人が英語以外の主要な欧州系言語に堪能であり、150万人以上が主要なアジア系言語を流暢に操ることができます。

アジア太平洋地域へ世界の経済成長の中心がシフトする中、オーストラリアがアジアの端に位置していることは、以前はマイナス要因とされていましたが、今ではプラスの材料として考えられています。

また、オーストラリアは、その地理的位置ゆえに、24時間機能する必要があるグローバルビジネスにとって有利なタイムゾーンに位置しています。

豪州政府の貿易・投資部門である貿易促進庁（Austrade）は、投資家の方々に地域の市場状況や規制等に関する様々なサービスを提供しています。

当庁は、皆様の対豪投資を支援しています。我々がどのような形で支援できるのか、詳しい情報をお求めの際にはどうかご連絡下さい。

オーストラリア貿易促進庁（Austrade） CEO ピーター・グレイ

# オーストラリア概要

## 生活環境など

オーストラリアは、アジア太平洋地域に位置し、面積約770万平方キロメートルの島大陸です。気候は、南の温帯気候から、北の熱帯気候まで幅広く、平均気温は、摂氏4度から28度の間です。

急速に成長しているオーストラリアの人口は現在約2200万人に達し、そのほとんどが海岸沿いに住んでいます。オーストラリアは文化的に多様な国であり、オーストラリア人の約5人に1人が海外生まれであり、その出身地は200カ国・地域を超えます。公用語は英語です。

オーストラリアの生活水準は世界でもトップレベルであり、国際的なビジネスで活躍する人々に対し、恵まれた気候、独特の自然美、国際的にトップクラスの教育、飛行機の乗継の利便性、質の高い社会的・文化的インフラを提供しています。

## 投資の展望

オーストラリアは、費用対効果が高く革新的なビジネスの場を海外の投資家に提供しており、魅力的な低リスクの投資先となっています。

オーストラリアは、地域パートナーの国々の多くと自由貿易協定（FTA）の締結を目指しています。既に、ASEAN諸国、チリ、ニュージーランド、シンガポール、タイ、米国との間に協定が結ばれました。また、現在、日本、中国、湾岸協力会議（GCC）、マレーシア、環太平洋パートナーシップ（TPP）諸国との間で交渉が進んでいます。インド、インドネシア、太平洋諸島経済緊密化協定（PACER Plus）諸国との間でも話し合いが行われています。

これらの貿易協定のため、オーストラリアで設立された企業は、これらの市場に参入する際に競争上の優位を得る可能性があります。

## 政府

オーストラリアは、安定した民主主義国家であり、英国と密接なつながりを持ち、国家元首はエリザベス女王2世です。

オーストラリアは6つの州と自治権を有する2つの準州から成る連邦国家です。各々に、立法府、行政府、司法府があります。

連邦政府は、防衛、財政・税制、郵便・通信、公的医療保険制度の運用、出入国管理、高等教育、航空、外交・通商に関して主要な権限を有しています。6つの州政府と2つの準州政府が権限を有する一般的な分野は、初等・中等教育、運輸・道路行政、警察、保健です。

連邦、州の下には地方自治体があり、一般に都市計画および開発に関する権限を有し、また地域に公益事業を提供しています。

## 法制度

オーストラリアは、英国の制度に由来するコモンローの制度をとっています。

各州および準州には独自の司法制度と裁判所があります。連邦裁判所は連邦の事件を扱い、オーストラリア最高裁判所は、連邦、州および準州の事件に関する上告を受理することができます。

## 通貨

オーストラリアの通貨は、十進法で、ドル（A\$）を基本単位とし、100セントが1ドルに相当します。2009年11月4日現在の1豪ドルに対する主な国際通貨の為替レートは、以下の通りです。

米ドル：	0.90
ユーロ：	0.61
英国ポンド：	0.55
円：	81.74

# ビジネスの規制

## オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)

オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) は、主として取引慣行法 (1974年制定。連邦法) および物価監視法 (1983年制定。連邦法) を所管するため1995年に設立されました。取引慣行法ならびに州および準州が制定した類似の法律の目的は、広義には公正な競争と取引を促進するとともに消費者を保護することです。取引慣行法は、反競争的または不公正な市場の取引慣習、企業合併や買収、製品の安全性と製造物責任、および第三者による国益に係わる施設へのアクセスなどを規制しています。

## オーストラリア金融監督庁 (APRA)

オーストラリア金融監督庁 (APRA) は、金融機関に慎重な経営を促すため1998年に設置された機関です。APRAは、銀行、生命保険会社、住宅金融組合、信用組合、共済組合および退職者年金基金などに対する規制権限を有しています。APRAには、金融機関が慎重な基準を遵守するよう義務付ける権限があり、預金者、保険契約者、組合員などの権利を保護するため必要があれば積極的に介入することもできます。さらにAPRAは、調査、介入、公的管理などを行う広範な権限を持っています。

## オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)

オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) は、オーストラリアにおいて登録した会社の唯一の規制機関であり、金融サービスを規制する連邦政府3機関の内の一つです。

ASICは、会社法 (2001年制定。連邦法) ならびに法人の設立、事業および経営を規制する法律を所管しています。したがって、ASICは、オーストラリアにおける企業行動の規制において中心的な役割を担っています。また、ASICは、金融市場および企業経営における誠実性と公正を維持する責務も担っています。金融商品の広告、販売および開示、ASICの消費者保護に関する権限は金融分野にまで及んでおり、消費者に対する金融サービスの規制も行っています。

## オーストラリア証券取引所 (ASX)

オーストラリア証券取引所 (ASX) は、1987年に設立され、アジア太平洋地域では第二位の規模を誇る証券取引所です。ASXは、株式、金融派生商品、先物、確定利付証券を取引する市場で、シドニー、メルボルン、ブリスベン、アデレード、パース、ホバートに支店があります。

ASX 上場ルールは、上場会社に対し、重要な取引については株主に諮らなくてはならない旨を定款に盛り込むことを義務付けるなど、株主の権利に関するルールを規定しています。また ASX は、上場企業が情報開示に関して一定の基準を遵守するよう監督しています。

## オーストラリア国税庁 (ATO)

オーストラリア国税庁は、税務長官の下、オーストラリア連邦の税制を所管する法定の政府機関です。オーストラリアの所得税法は、主に所得税査定法 (1936年制定。連邦法)、所得税査定法 (1997年制定。連邦法)、および租税通則法 (1999年制定。連邦法) のほか、オーストラリア国税庁の定める租税規則および裁判所の判例で構成されています。従業員に提供される付加給付は、付加給付税査定法 (1986年制定。連邦法) の適用を別に受けることになります。オーストラリアの物品およびサービス税法は、主に新租税制度 (GST: 物品サービス税) 法 (1999年制定。連邦法) から構成されています。現行の所得税制は、個人と事業者の所得税およびキャピタル・ゲイン課税からなっています。

ATOは、年度ごとの課税の自己査定のプロセスを管理し、個人や事業者の査定が正しいものかどうかを検証するために無作為に監査を実施します。ATOは、タバコ、ガソリン、アルコールの物品税の徴収も行います。また、高等教育拠出金制度 (HECS) や任意健康保険料の還付も管理し、オーストラリアの退職者年金制度の決済機能についても権限を有しています。

## オーストラリア外資審議委員会 (FIRB)

オーストラリア外資審議委員会 (FIRB) は、外国投資政策に関するオーストラリア連邦政府の諮問機関として1976年に連邦財務省内に設置された非法定組織です。FIRBの役割は、海外からの対豪直接投資に係る案件を審査し、当該案件が政府の政策および外資買収法 (1975年制定。連邦法) に適合したものであるか、オーストラリア連邦政府に助言を行うことです。FIRBはまた、投資を検討中の海外投資家や潜在的投資家に対しても同様に、政府の政策に関する情報を提供します。

## オーストラリア連邦準備銀行 (RBA)

オーストラリア連邦準備銀行 (RBA) は、国家の中央銀行としての機能を果たす法定の機関です。

RBA は、オーストラリア連邦政府によって完全に所有され、2009年8月現在で約1000億豪ドルを超える資産を保有しています。RBA は、金融政策と金融システムの安定という2つの大きな役割を担っています。

RBA の金融政策の主眼は、経済の持続的な成長のため最も望ましいレベルのインフレ率を維持することにあります。また、RBA の金融システム安定政策は、金融システムに過剰なリスクが生じるのを未然に防止するとともに、実際に金融システムに混乱が生じた場合はその影響を最小限に留めることを目標としています。RBA は、このような役割の一環として、決済システムの効率性を維持するという特別な役割も担っています。RBA は、連邦準備銀行理事会と決済システム委員会の決定に従って業務を遂行します。

RBA は、金融市場および決済システムにおいて積極的な役割を果たし、またオーストラリア通貨の発行権限も有します。また、RBA は、銀行 (外国為替) 法令により、外国為替管理の権限も付与されています。

## オーストラリア知的財産局 (IP Australia)

オーストラリア知的財産局は、オーストラリアにおける特許、登録商標、意匠の権利を認可する連邦政府機関です。オーストラリア知的財産局は、産業観光資源省の一部門ですが、独立して運営されており、その中に、特許課、意匠課、商標課があります。植物育種者権利法制度は、農林水産省の一部である植物育種者権利課が所管しています。

## .au ドメイン管理局 (auDA)

「.auドメイン管理局」は、.auのネーム・スペースの自主規制団体として1999年に設立されたオーストラリアの非営利会社です。

## ビジネスの構造

オーストラリアでは、個人事業主、パートナーシップ、合弁事業、信託あるいは会社として事業を営むことができます。

**個人事業主：**個人は、自分自身の事業を個人事業主として営むことができます。個人事業主は、事業の過程で生じた全責任を個人で負わなければなりません。

**パートナーシップ：**2人以上の個人または会社は、パートナーシップとして事業を営むことができます。パートナーシップ（特定の専門職のパートナーシップを除く）は、パートナーが20人までという規模の点で制限があります。パートナーシップは構成員とは別個の法人格を持つものではありません。パートナーは、パートナーシップの利益をパートナー間で分配し、それぞれがパートナーシップの債務について連帯して責任を負うこととなります。しかしながら、オーストラリアの一部の州では、一部のパートナー（すべてのパートナーではない）が自己の資本の拠出限度でしか責任を負担しないリミテッド・パートナーシップを組成することも可能です。ただし、有限責任のリミテッド・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの経営に関与することができません。パートナーシップは、オーストラリアの各州法、コモン・ローおよび契約法の適用を受けます。

**合弁事業：**2人以上の個人または会社は、合弁事業として事業を営むこともできます。合弁事業は、多くの場合、特定のプロジェクトまたは商品のために結成されるか、あるいは合弁事業への各参加者の拠出の種類、金額またはタイミングが異なる場合に結成されます。合弁事業は、法人化され、構成員とは別個の法人格を持つ場合もあれば、法人化されない場合もあります。合弁事業の各参加者の権利義務は、当該合弁事業設立の条件によって定められます。合弁事業は、コモン・ローおよび契約法の適用を受けます。

**信託：**信託によって事業を営むこともできます。受託者は、信託受益者のために、信託財産を所有し、事業を営みます。受託者は、信託の義務を履行する責任を負いますが、通常はこのような信託の義務を履行する際に、その分につき信託財産に対して償還請求権を有することとなります。受益者の権利は、信託契約等の規定によって定められます。信託受益者が受け取る分配は、一定割合に固定される場合もあれば、受託者の裁量により変動する場合もあります。信託は、コモン・ローおよび契約法の適用を受けます。

**オーストラリアの会社：**事業は、オーストラリアの会社を通して営むこともできます。オーストラリアの会社は、私企業（proprietary company）あるいは公開企業（public company）のいずれかになります。公開企業はオーストラリア証券取引所に上場する場合もあります。私企業は、非従業員株主数は50人までに限定され、オーストラリア国内で公衆から資金を調達することが禁じられています。しかしながら、オーストラリア国内における各種の規制という観点からすれば、私企業は管理するのがより簡単で廉価です。オーストラリアの会社には、オーストラリア国内に登録事務所、オーストラリア在住の取締役（公開企業の場合には2人、私企業の場合には1人）、そしてオーストラリア在住の総務担当役員（私企業の場合には任意）が必要です。オーストラリアの会社には、株主の居住地に関する制限や、一般的な最低資本金の条件はありません。

会社は、取締役によって経営されますが、株主によって所有されています。会社は構成員とは別個の法人格を有し、会社の債務は会社が法人として責任を負います。株主の法的責任は、通常、保有株式の未払込額または一定の金額に限定されます。会社の取締役および持株会社は、会社が債務超過の状態にあるとき、債務超過の疑いがあると考えられる合理的根拠があるとき、または特定の債務を生じさせることにより会社が債務超過に陥る可能性があるときには、会社の債務に対して個人的に責任を負わなければならない場合があります。オーストラリアの会社は、会社法、設立関連文書、およびコモン・ローによって規律されます。

**外国法人：**外国法人は、オーストラリアの支店を通じ、あるいはオーストラリアの子会社を通じて事業を営むことができます。外国法人が、オーストラリア支店を出して営業する場合は、ASICに外国法人として登録しなければなりません。外国法人は、例えば、裁判の当事者になるとか、取締役会または株主総会を開くとか、銀行口座を保持するとか、何らかの財産を保有するなど、一定の活動をオーストラリアで行ったという理由のみによってオーストラリアで事業を営んでいると認定されるわけではありません。

登録の申請を希望する外国法人は、オーストラリアで希望の会社名を使用できるよう会社名を確保する手続きをとる必要があります。申請書に登録証書および設立関連文書の認証謄本を添えて、ASICに提出しなければなりません。外国法人はまた、オーストラリアに登録事務所を構え、オーストラリアで会社を代表する地元の代理人を指名しなければなりません。外国法人は、一旦登録すると、財務諸表の写しを提出することや、会社法に従って様々な通知を行うことが義務付けられます。

外国法人は、新たな会社を登録することにより、オーストラリア子会社を設立することができます。

**商号：**オーストラリアの各州で（個人の名前または自己の会社の商号以外の名称で）事業を行う場合、オーストラリアの各州政府の関連機関に商号を登録することが義務付けられています。

## 外国投資

オーストラリアでは、外国からの投資は全般的に奨励されていますが、特定の種類の投資に関しては承認が必要になります。外国からの対豪投資は、1975年外資買収法（FATA）（連邦法）および連邦政府の外国投資政策により規制されています。外資審議委員会（FIRB）が、外国からの投資案件を審査し、それらの案件に関する助言を連邦政府に対して行います。外国からの投資に関する決定の権限を有する連邦政府閣僚は、オーストラリア財務大臣です。

外国からの対豪投資に関するオーストラリアの法令は、「外国投資家」による投資案件に適用されます。「外国投資家」とは、オーストラリアに通常居住していない個人や、（実際には外国資本に支配されていない場合でも）外国資本が相当な持分（15パーセント以上）を有する法人または信託、または複数の外国人が合計で40パーセント以上の持分を有する法人または信託をいいます。

### 外資審議委員会（FIRB）への取引の通知

FIRBに対する通知義務があるか否かは、投資家の種類、投資の種類、投資先の産業セクター、投資の価値を参考にして決定されます。通知の際には、法令の様式に従った申請書および特定の追加情報の提出が必要となります。

投資の種類 <sup>1</sup>	米国投資家の場合 <sup>2</sup>	非米国投資家の場合
<b>事業投資</b>		
外国政府または政府機関による直接投資	すべての投資案件に通知義務有り	すべての投資案件に通知義務有り
豪州企業、または豪州企業資産の相当な持分を取得 <sup>4</sup> 在豪資産を所有する企業または在豪企業の外資による買収	民間投資家（安全保障に係わる分野 <sup>3</sup> ）2億3000万豪ドル（毎年調整） 民間投資家（その他の分野）10億豪ドル（毎年調整） 政府投資家 2億3000万豪ドル（毎年調整）	2億3000万豪ドル（毎年調整）
<b>不動産投資</b>		
非住宅用空き地の取得	すべての投資案件に通知義務有り	すべての投資案件に通知義務有り
住宅用不動産の取得	すべての投資案件に通知義務有り <sup>5</sup>	すべての投資案件に通知義務有り <sup>5</sup>
「多くの土地を有する」豪州企業または信託の株式またはユニットの取得 <sup>6</sup>	すべての投資案件に通知義務有り	すべての投資案件に通知義務有り
歴史的建造物に指定されている開発済み非住宅・商業用不動産の取得	9億5300万豪ドル	500万豪ドル
歴史的建造物に指定されていない開発済み非住宅・商業用不動産の取得	9億5300万豪ドル	5000万豪ドル

<sup>1</sup> 外資買収法（FATA）は、すべての外国からの投資について、その仕組みにかかわらず同様に適用されるよう修正することが提案されています（例えば、準デット商品（転換社債など）は、外国投資に関する法令との関係ではエクイティとして扱われることとなります。）。－ 2009年2月12日オーストラリア財務大臣発表および2009年外資買収法修正案

<sup>2</sup> 米国投資家とは、一定の米国国民、米国企業、および非米国企業の米国支店をいいます。

<sup>3</sup> 安全保障に係わる分野とは、メディア、通信、輸送、軍事、暗号化／セキュリティ技術および通信、ウラン／プルトニウム抽出、核施設をいいます。

<sup>4</sup> 相当な持分とは、一人の外国人（および共同出資者）が、法人または信託の15パーセント以上の持分を有するか、もしくは複数の外国人（および共同出資者）が合計で40パーセント以上の持分を有する場合、またはかかる外国人、または一人もしくは複数の外国人（および共同出資者）が事業の方針を決定する立場にある場合をいいます。

<sup>5</sup> （非金銭的な基準により）適用除外が適用される場合もあります。

<sup>6</sup> 「多くの土地を有する」企業および信託とは、豪州で所有する農村部の土地（第一次産業用地）でない土地が全資産価値の50パーセントを上回るものをいう。かかる「多くの土地を有する」企業または信託の株式またはユニットの取得については、多くの場合、上記注4記載の個人15パーセント／合計40パーセントの外国資本による取得の基準が適用されます。

**外国政府による投資：**外国政府および外国政府機関（国有企業および政府系ファンド（SWF）を含む）による投資には特別な審査枠組みが適用され、当該外国投資家が通常の商業目的で運用されているかどうか審査されます。かかる案件を審査する際、連邦政府は通常以下の特定の項目を勘案します。

- (i) 外国投資家の運用が関連する外国政府とは独立したものであるか
- (ii) 外国投資家が法の下で法を遵守し、標準的な事業行動を守っているかどうか、
- (iii) その投資のために競争が阻害される可能性がないかどうか。あるいは、関連する産業またはセクターにおいて過度の集中や支配につながる恐れがないかどうか
- (iv) その投資が豪州政府の歳入やその他の政策に影響を与える可能性がないかどうか
- (v) その投資がオーストラリアの国家安全保障に影響しないかどうか
- (vi) その投資が、豪州企業の運営や方向性に影響を与えないかどうか。また豪州経済や地域社会に寄与するかどうか

**特別な産業分野：**銀行、メディア、通信、海運、民間航空、空港の産業分野においては外国投資に対して特定の追加規制が適用されます。

**外国のカストディアン：**外国のカストディアンが、他の保管人あるいは株式や持分の実質的所有者の指図に従って、株式に付随する議決権や土地に関する権利を行使する場合には、豪州企業株式の取得やオーストラリアの不動産投資に関して、オーストラリアの外国投資に関する法令の適用を免除されます。

### 外資審議委員会（FIRB）による案件審査

正式な通知が行われると、当該案件に関してオーストラリア財務大臣が当該通知から30日以内に何らの行動も起こさない場合は、政府は外国投資に関する法令に基づき当該取引を禁止すること、または当該取引に何らかの条件を課することができなくなります。多くの場合、通知の提出後30日以内に決定が行われ、案件がオーストラリアの国益に反すると判断されない限り、当該取引に異議がない旨の決定が通常は認められます。

案件によっては、一定の条件を付して承認がなされる場合がありますが、このような場合にはその条件の遵守が法律上の義務となります。

### 外国投資の決定

外資買収法（FATA）に基づく外国からの投資に関する決定は、通常、個別の取引に対してのみ与えられるものです。もし、承認された取引がその時に実行されない場合、かつ／または当事者らが承認時もしくは承認後に新たな内容を含む契約を締結する場合、または取引が12ヶ月以内に完了しない場合には、その取引に関して追加の通知を行う必要があります。

会社法に基づく公開買付けまたは部分的公開買付けによる株式取得の承認は、公開買付けの期間中に取得した株式についてのみ有効です。入札期間経過後の取得については、さらなる承認を得る必要があります。株式、資産または不動産の購入オプションを取得する場合は事前の承認が必要です。通常オプションの承認が得られた場合、承認から12ヶ月以内にオプションが行使される限り、当該オプションの行使については別個の承認は必要ありません。12ヶ月以降のオプション行使については、一年毎に承認を求める必要があります。

# 海外からの対豪投資 - 豪州政府による支援

## オーストラリア貿易促進庁 (Austrade)

豪州政府は、海外からの建設的な直接投資を意欲的に誘致し、促進しています。オーストラリア貿易促進庁 (Austrade) は、貿易および投資を促進するための豪州政府の機関であり、国際企業のあらゆる貿易・投資の問合わせに対する一元的な窓口としての役割も果たしています。

Austradeは、企業や政府と連携し、海外の企業が豪州で事業を開始または拡大するためのビジネスケース（投資対効果検討書）を作成する際に必要な情報を提供します。

Austradeは、海外の投資家に適切な業界や政府の連絡先を紹介し、投資規制や政府支援プログラムに関する情報を提供するなどの支援を行っています。

Austradeは、特定のセクターにおける投資可能性の調査や戦略的パートナー探しの支援も行っています。また、詳細なコスト情報を提供し、共同研究を支援することも可能です。

Austradeの国際投資家に対するサービスは無料であり、機密保持も確実で、個別の事業ニーズに対応できることも重要な点です。

具体的なサービスの例としては、潜在的パートナーや顧客への紹介、現地視察の手配などが挙げられます。

Austradeは、世界55カ国以上に100を超える事務所を持ち、国際投資家の具体的なニーズを理解した優秀な投資専門家のチームを擁しています。

金融サービス、クリーンエネルギー・環境、ハイテク製造業、ビジネスサービス、インフラの分野、さらには研究開発やイノベーションセンターの分野における直接投資には、大きなビジネスチャンスが見込まれます。また、Austradeは、ICT、バイオテクノロジー、資源、アグリビジネス（農業関連産業）、食品加工などの豪州が高く評価されている分野においても投資家に対する支援を提供しています。

## 政府全体としてのアプローチ

オーストラリア政府は、海外からの直接投資を支援し、投資先としての豪州の魅力を高めるため、様々な政策やプログラムを用意しています。さらに、州／準州政府も投資家のための様々なプログラムを用意しています。Austradeは、投資家にこれらの情報も提供することができます。

## 重要プロジェクト促進 (MPF) プログラム

重要プロジェクト促進 (MPF) プログラムは、同プログラムの要件を満たす申請者が投資を円滑かつ効率的に進められるよう、豪州政府の一元的な窓口と様々なサービスを提供するものです。

インフラ・運輸・地域開発・地方自治体省により運営されるこのプログラムは、豪州政府の重要かつ／または戦略的な新規投資に対する支援を示すものです。

このプログラムは、インフラ分野だけでなくすべての産業分野において利用が可能となっています。

現在重要プロジェクト促進 (MPF) プログラムが適用されているプロジェクトは、石油、ガス、鉱物、アグリビジネス（農業関連産業）、ハイテク製造業などの分野のプロジェクト等です。

投資家は、プロジェクトが以下の要件を満たした場合、担当大臣に対して重要プロジェクト促進 (MPF) プログラムの適用を受けるための申請を行うことができます。

- オーストラリアにとって戦略的意義があること。
- オーストラリア政府の認可または関与を要すること。
- 政府の認可手続を進める準備が商業的にできていること。

詳しい情報をお求めの場合は [www.majorprojectfacilitation.gov.au](http://www.majorprojectfacilitation.gov.au) のウェブサイト参照下さい。

### 研究開発プログラムおよびタックス・クレジット（税額控除）

オーストラリア政府は、世界トップレベルのイノベーションに重きを置き、研究開発 (R & D) を積極的に奨励しています。

政府は、2009—10年度予算にて新たなR&Dタックス・クレジット（税額控除）を発表しました。企業のR&D支援のため、タックス・クレジット（税額控除）という国際的に一般的な手法を導入し、企業の国籍等は問わず、政府による支援のベースレートを引き上げることとなります。

新たな研究開発のコンセッション（優遇措置）は以下の通りです。

- 年間売上が2000万豪ドルを下回る企業に対しては45パーセントの還付可能なタックス・クレジット（研究開発費1ドルに対して150パーセントの研究開発費を損金に算入できる）
- 年間売上が2000万豪ドルを上回る企業に対しては40パーセントのタックス・クレジット（研究開発費1ドルに対して133パーセントの研究開発費を損金に算入できる）

この措置は2010—11年度から、現行の研究開発の税制優遇措置に代わって施行されます。

詳しい情報、また立法の進捗を確認したい方は[www.innovation.gov.au](http://www.innovation.gov.au) を参照下さい。

## 優先分野および特定産業プログラム

金融サービス、クリーンエネルギー・環境、ハイテク製造業、ビジネスサービス、インフラの分野は、これらの産業を支援する複数のプログラムや政策により投資機会の拡大が図られています。

### 金融サービス

豪州政府は、アジア太平洋地域の金融サービスの主要拠点としてのオーストラリアの地位を高めるため意欲的に取り組んでいます。そのため政府は、外国投資家にとって魅力的な税率を含め、様々な税制措置を発表しています。それらは産業の競争力を高め、豪州のファンドおよび外国投資家の双方にとって利益となるものです。

これらの税制改正について詳しい情報をお求めの方は、[www.austrade.gov.au/invest](http://www.austrade.gov.au/invest) 内の Investor Updatesのセクションを参照下さい。

### クリーンエネルギー・環境

2009年8月、2020年までに全電力の20パーセントを再生可能エネルギー由来のものにするという法案が可決されました。今後10年間で、新たな発電設備に対する投資は200億豪ドル以上に上るだろうと予想されています。

この法律により、電力会社は、電力の一部を水力、地熱、太陽光、風力等の再生可能エネルギーによるものから購入することが求められます。

20パーセントの再生可能エネルギーという目標は、大規模太陽光プロジェクトおよび炭素捕捉・貯蔵プロジェクトへの投資を支援する豪州政府の45億豪ドルのクリーンエネルギー・イニシアチブによっても支えられています。

### インフラストラクチャー

政府の国家建設プログラム（Nation Building Program）は、6年間の投資プログラムであり、264億豪ドルの予算で、120を超える大規模道路事業、26の大規模鉄道事業等を行います。

全国ブロードバンド・ネットワーク（NBN）については、新会社を設立し、民間セクターとの連携の下で、新たな超高速全国ブロードバンド・ネットワークを構築・運営することになるでしょう。8年間で最高430億豪ドルの投資が予定されています。

### ハイテク製造業

13億豪ドルの環境対応車技術革新基金（Green Car Innovation Fund）は、オーストラリアにおいて低排出、低燃費の自動車およびコンポーネントを設計、開発、製造するために10年間にわたって共同投資ベースで支援を提供するものです。

この基金は、革新技术を有する外国企業が、オーストラリアでの地歩を固め、豪州企業と連携を取り、あるいは既存の豪州事業や子会社を発展させるための機会を提供します。

この基金の申請はいつでも可能ですので、申請者は各自の投資や意思決定のサイクルに柔軟に合わせて申請を行うことができます。この基金は2009年7月1日から利用が可能となります。

この基金について詳しい情報をお求めの方は [www.ausindustry.gov.au/Manufacturing/GreenCarInnovationFund/](http://www.ausindustry.gov.au/Manufacturing/GreenCarInnovationFund/) を参照下さい。

### 連絡先および詳しい情報について

オーストラリア貿易促進庁 (Austrade) があなたのために何ができるかについてさらに知りたい方、あるいは投資専門家に連絡したい方は、13 28 78 (オーストラリア国内用電話番号) か E-mail ([invest@austrade.gov.au](mailto:invest@austrade.gov.au)) までご連絡下さい。また、ウェブサイト [www.austrade.gov.au/invest](http://www.austrade.gov.au/invest) も参照下さい。

## 契約法

オーストラリアの契約法は、成文法あるいは制定法ではなく、イギリス発祥のコモン・ローに基づいています。オーストラリアの契約法を支える基本原理は、契約自由の大原則であり、その原則により当事者は自由に契約の内容を決めることができます。

特別な形式または手続に関する決まりはありませんが、契約の条件を細かく書面化しておくメリットは大きく、オーストラリアの裁判所は、契約当事者の意図を書証から認定することにかかなりの重点をおいています。これらの契約法に関する一般的な原理・原則は、重要な制定法、とりわけ取引慣行法（1974年制定。連邦法）により一部変容を受けています。これらの制定法の規定の多くは、当事者間の合意で排除することはできない、いわば強行法規としての性質を有しているため、これに反する契約上の取り決めは無効とされる場合があります。詳細については、後述の取引慣行法の説明（35ページ）をご参照下さい

### 契約当事者

オーストラリアの契約法の下では、例外もありますが、契約の当事者でないものは契約によって拘束されることはありません。これは契約の相対性の原則として知られています。会社法に基づき登記された法人が当事者となる場合は、法人登録番号（ACN：Australian Company Number）、事業者登録番号（ARBN：Australian Registered Business Number）、または事業者番号（ABN：Australian Business Number）などの登録番号も、当事者表記の一部としてすべての公文書に記載される必要があります。

### 所有権と担保権

会社法に基づき登記された法人の資産に対して担保を設定しようとする場合は、担保権者の優先順位を保護するため、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）で担保権の登録の手続を行わなければなりません。

担保の目的物によっては、ビクトリア州の証券法（1958年制定。ビクトリア州法）や売渡証書に関する法律のような特別の制定法に基づいてさらに登録することが要求されている場合もあります。所有権留保付売買契約に基づいて売買目的物の所有権を留保することは可能ですが、売買目的物の代金が未済の場合にこれを担保する目的で所有権を留保する場合は、当該目的を確実に達成するために契約条項を慎重に作成する必要があります。

### 契約における罰則の禁止

契約自由の一般原則に基づき、特定の契約違反があった場合において一方の当事者が他方の当事者に対して支払うべき損害賠償の金額やその算定方法を当事者間で合意しておくことは可能です。このような契約上の取り決めは、具体的な損害額の計算が難しい場合や、当事者が紛争解決や訴訟に要する費用の負担を望まない場合には、有用な方法といえます。

しかしながら、賠償金に関するこのような合意は、予想される実際の損害に見合ったものでなくてはなりません。したがって、もし、契約遵守を強要するための脅威として規定されるとか、金額が実際に予想される損害に比して高額に過ぎるとか、曖昧な状況で損害賠償義務が生じるように規定されているとか、または一方当事者の恣意により損害賠償義務が生じるように規定されているような場合には、裁判所は、それらの条項を単なる罰則規定とみなし、それらの条項に基づく損害賠償を認めない場合があります。

## 取引制限の禁止

契約により、直接または間接的に、相手方に対して契約期間中または契約期間後に第三者と契約（例えば雇用契約）することを禁じることは、

- 後述するように、取引慣行法の独占禁止条項によって規制されている排他的取引を構成する場合もあり、
- また、コモン・ローに基づく取引制限として無効となる場合もあります。つまり、契約によって制限される行為、期間、場所などが必要以上に広範に及ぶ場合は、裁判所はそのような規定を無効かつ強制不可能と判断する場合があります。この点につき、ニューサウスウェールズ州では、取引制限法（1976年制定。ニューサウスウェールズ州のみ）によって、ニューサウスウェールズ州最高裁判所が妥当と認める範囲を超える部分のみ無効と判断されます。

## 責任の制限と免除

契約の当事者は、取引慣行法や州・準州における同種の物品販売・公正取引法令に反しない限り、債務不履行その他の状況に関する契約上の責任を、自由に制限または免除することができます。しかしながら、責任の減免条項に依拠して契約を締結しようとする場合は、裁判になれば当該条項の主張立証責任を負うこととなりますので、当該条項が当事者の意図通りに裁判所に解釈してもらえるよう慎重に契約書を作成しておくことが重要です。

## 紛争の解決

オーストラリアは、外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約の加盟国です。したがって、仲裁人の仲裁判断（損害賠償を命じる判断）は、オーストラリアのいずれの州、準州の最高裁にも登録することができ、登録されればその裁判所の判決として執行されます。しかしながら、直接強制（または差止命令）の性質を持つ仲裁判断は、そのままでは承認されない可能性があります。オーストラリアのほとんどの州には、当事者間で反対の合意がなされない限り商業仲裁に適用される手続や証拠に関する法律があります。

## 物品売買に関する国際条約

オーストラリアはウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約）の加盟国です。この条約は、国際的な物品売買契約の作成と履行に適用される統一したルールを提供し、当事者の権利義務の枠組みについて規定しています。

国際物品売買契約の当事者は、ウィーン売買条約を適用せず、契約の準拠法として、当事者の何れか一方の国の法律を選択することもできます。しかし、そのような合意がなされない限り、ウィーン売買条約が適用され、ウィーン売買条約に規定されているルールが契約の一部として組み込まれることになります。

## テクノロジーと知的財産権の保護

オーストラリアは、テクノロジーおよび知的財産権の権利保護のための包括的な法的枠組みを有しています。オーストラリアは、TRIPS協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）およびすべての主要な知的財産権に関する条約に加盟しています。

オーストラリア人は、新技術をいち早く利用する国民性で名高く、オーストラリアの裁判所は、知的財産権の保護を強く支持しています。

### 特許

特許法（1990年制定。連邦法）は、2種類の形態の特許を規定しています。一つは標準特許で、完全な仕様書の提出日から20年間有効です（ただし、更新の有無によります）。もう一つは2001年以降施行された革新特許で、標準特許に必要な進歩性の基準に満たない発明を対象とし、特許期間は8年間です。特許期間の延長は、医薬品に関連した標準特許を除き、認められません。

標準特許の出願は、特許許可の条件として完全な審査を前提としますが、革新特許の特許出願は、特許許可前に実体的な審査を条件としておらず、その出願は方式要件の遵守に関してのみ審査され、その後登録されます。しかしながら、革新特許は、実体的審査が実施されていなければ、特許の侵害者に対し、特許権の主張をすることができない場合があります。したがって、特許権者または第三者（侵害により損害をこうむる者など）により、または特許局長の指示により、いつでも実体的審査を有料で申請することが可能です。

標準特許および革新特許は、新規性の欠如、進歩性（革新性）の欠如、有用性の欠如、また様々な技術的根拠等に基づき異議を申し立てられる可能性があります。特許の侵害者と申し立てられた場合、その侵害請求に対し、特許が無効であるとの抗弁を主張することができます。

また、オーストラリアは、パリ条約および特許協力条約の加盟国です。海外の出願者は、パリ条約に基づき、海外の加盟国における最初の出願日から一定の優先期間が与えられ、オーストラリアでその最初の出願に基づいた出願を行うことができます。また、特許協力条約に基づき、ある加盟国で特許を出願した場合は他の加盟国でも同様に特許を出願したものと扱われます。また、オーストラリアは、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（1977年制定）の加盟国でもあります。

### 機密情報

機密情報（企業秘密を含む）の保護は、制定法ではなく一般法に準拠します。すなわち、オーストラリアでは、英国法に準拠するほとんどの国と同様に、米国のほとんどの州で現在採用されている統一法典のような成文法はありません。

一般法は、機密情報の取得者が、当該情報が秘密であるということを知っていたか、または知ってしるべきであったような状況において、守秘義務を課しています。その守

機密義務は、情報の取得者に機密情報を開示した者の要求に反して情報を開示することを禁じるだけでなく、開示した者が許可しない限り、いかなる目的のためにも、また例えそれが秘密裏に使用される場合であっても、当該情報を使用することが禁じられます。また、当該情報が実際には機密事項であることを機密情報の取得者が知らなかったとしても、機密情報の取得者は、当該情報の使用および／または流布について制限を受ける場合があります。

法律は、特定の情報につき、真にその秘密が保持されていたか、または秘密保持の義務を負わされた限られた者に対してのみ開示されたにすぎない場合に、かかる情報を保護します。

企業秘密の場合、商業的に十分有用かつ識別可能な程度に開発された情報でなければ法律の保護の対象になりません。単なる空理空論や業界の経験は、法的保護の対象になりません。

機密保持義務は、法的作用によって生じるもので、これを契約書等に文書化する必要は必ずしもありませんが、書面によって守秘義務を確認しておくことは、秘密保持義務発生の要件となる秘密情報であるという認識が情報の取得者に与えられたということを証明するため役立ちます。しかしながら、情報を開示する側に秘密保持義務を課そうとするような（例えば、情報の提供を受ける者が排他的使用権を取得する代わりにお金を支払うような）場合は、そのような趣旨の拘束力のある契約（または捺印証書）に情報を開示する側が署名することが必要になります。このような契約は、取引制限を定める種類の契約となりますので、上記に説明したような取引制限に関する法令の規制を受けることとなります。

## 著作権

オーストラリアにおける著作権は、著作権法（1968年制定。連邦法）で規定されています。著作権の対象となるものの種類は次の通りです。

- 著作作品（コンピュータプログラムを含む）
- 音楽作品（作曲された音楽作品など）
- 美術作品（写真、製図、プラン、建物、美術工芸作品など。高度の美術的要素が含まれているかどうかを問わない。）
- 演劇作品
- 映画用フィルム、録音された音声、放送用音声およびテレビ画像、公表出版された版（印刷物のタイプセットなど）

著作権発生の要件が満たされた場合、著作権はその創作時点でそれに伴うあらゆる権利と共に自動的に生じ、登録その他の手続はいりませんし、著作権の表示も必要ではありません。かかる著作権発生の要件とは、オーストラリアの国民もしくは住民またはオーストラリアが二国間もしくは多国間の条約を結んでいる諸外国の国民もしくは住民が著作権対象物を創作すること、またはオーストラリアもしくはオーストラリアが二国間もしくは多国間の条約を結んでいる諸外国において著作権対象物が初めて公表されることなどです。

オーストラリアは、ベルヌ条約および万国著作権条約の批准国であり、これ以外にも個人の権利保護に関するいくつかの条約を批准しています。オーストラリアの著作権は、（文学、音楽、美術などの）著作物の場合、著作者の死後70年間存続し、かかる著作物以外の対象物（映画など）の場合には、（多くの場合）公表日から70年間存続します。しかし、これは改正法が発効した2005年1月1日の時点で著作権が存続している作品およびその他の対象物にのみ適用されるものです。それ以前に、改正前の存続期間である50年が経過していた場合には、著作権が「復活」することはありません。

## 意匠

意匠法（1906年制定。連邦法）に代わる意匠法（2003年制定。連邦法）が2004年6月17日に施行され、特許、意匠、商標の登録を所管するオーストラリア知的財産局における意匠の登録制度が導入されました。この法律において、意匠とは「視覚によって捉えられる一つまたは複数の特徴から作り出される製品の全体的外観」をいい、「オーストラリアで公に使われている」または「オーストラリア内外で公表されている」ものに比して「新規」かつ「区別可能」なものであれば、登録が可能です。ただし、登録のための申請は当初は、詳しい実質審査を受けず、単に形式要件が満たされていれば登録されことになります。登録された意匠は、当事者または第三者の請求、裁判所の命令、または登録官の指示があった場合にのみ、実質審査が行われます。意匠侵害の訴訟を行うためには、登録された意匠が実質審査を受けたことが訴訟要件となりますが、新規性および区別可能性があると認められた場合には、審査証明が発行されることになります。

登録によって得られる意匠独占権の有効期間は、最高10年に短縮されました。オーストラリアは、パリ条約の加盟国であるため、外国の出願者が同条約に加盟している国において出願した意匠と同じ意匠の出願を当該加盟国での最初の出願日から12ヶ月以内にオーストラリアで行う場合は、当該加盟国での最初の出願日がオーストラリアにおける出願日とみなされる取扱いになっています。

## 商標

商標の登録に関するオーストラリアの法律は、商標法（1995年制定。連邦法）です。同法に基づき、特定の商品およびサービスについて、これまで当該商標を使用したことがあるかどうかにかかわらず、商標登録の申請を行うことができます。オーストラリアは、パリ条約の加盟国です。同条約は、別の加盟国で出願された同じ商品やサービスに関する同じ商標について、その出願から一定期間内にオーストラリアでも出願が行われた場合に、先に加盟国で行われた出願日がオーストラリアにおける出願日とされることを許容しています。また、オーストラリアは、マドリッド協定議定書にも加盟しています。この条約の下では、加盟国であるいずれかの国で1回出願すれば、その出願で指定したその他の加盟国においても各国の商標登録官が登録手続を進めることになります。

オーストラリアは、ニース分類システムに従って、商品およびサービスを分類しています。

1995年の商標法の施行以来、商標登録を保護するための商標使用許可のライセンスの登録は義務付けられていません。ただし、使用許可のライセンスに基づく使用が登録者の使用とみなされるためには、使用許可のライセンスが一定の水準を満たしていなければ

なりません。これには、使用許可のライセンスを受けている者に対して登録商標権者が適切なコントロールを行使していることという要件が含まれています。登録済み商標に何らかの権利を記録しておくことは現在もなお可能であり、そのような記録可能な権利には抵当権者や信託受益者の権利や、使用許可ライセンスの保有者の権利などがあります。

## 回路配置とマスクワーク

オーストラリアは、集積回路についての知的財産に関するワシントン条約の加盟国であり、同条約の施行をにらんで回路配置法（1989年制定。連邦法）を制定しました。しかし、米国の半導体チップ保護法と異なり、この法律の保護対象にはマスクワーク（mask works）が含まれていませんが、集積回路を構成する能動的または受動的要素と相互接続に関する確立した立体的構成をもつ統一的な回路配置と定義される回路配置が保護の対象となっています。

このオーストラリア法に基づいて認められる回路配置利用権は、回路配置作成日またはこれを商業目的で使用し始めた日から10年間有効です。登録の必要はなく、また登録機関もありませんが、同法は、保護の条件を満たす回路配置や集積回路の作成についての定義規定を設けている点で珍しい法律といえます。また、マスクワークも、それ自体で意匠法の下で意匠として登録することも不可能ではないといえますし、また著作権法の下で著作権が認められることもありえます。

## 植物育種者権利

植物育種者権利法（1994年制定。連邦法）の下で、新品種の植物を登録することができ、品種登録者は、登録した品種およびその生殖物質を独占的に販売する権利と、これらを販売目的で栽培する権利、および同植物の登録名を使用する権利を取得します。このような権利は、申請日から20年間存続します。

# 電子商取引

## 電子商取引に関する制定法

オーストラリアにおける電子商取引は、主として、連邦および州、準州の電子商取引法によって規制されています。連邦法は、連邦法が適用される取引の領域についてのみ適用されます。州および準州法は、連邦法に類似しており、それぞれの法域に適用されます。

電子商取引法の主な影響は次の通りです。

- 電子通信や電子署名に拠っているというだけの理由で取引が無効になることはない。
- 電子通信の送信および受信の日時確認のためのガイドライン設定。
- 情報の書面での記録または保存が法で義務付けられている場合には、情報の電子記録と電子文書の保存を可能にする。
- 手書き署名の代わりに電子形式の本人確認手段を利用できるように定める。
- 一定の制約の対象となる。

電子商取引法は、すべての法律や取引に適用されるわけではありません。各電子商取引法は、それが適用されない法律や取引の種類を列挙しています。

電子商取引法は、1996年のUNCITRAL電子商取引モデル法（モデル法）に基づいています。2005年に国連は、国際電子契約条約を採択し、モデル法に含まれる概念をアップデートしました。2009年4月、オーストラリア内のすべての法域（連邦・州・準州）は、オーストラリアが同条約に加盟するため、それぞれの電子商取引法に所要の改正を行うことで合意しました。同条約は、国際間の商事契約のみに適用されます。ただし、連邦政府は、同条約のルールをより広範に消費者取引も含むすべての取引に対して適用する考えを示唆しています。

連邦法の修正案は、2009年後半に連邦議会に提出される予定です。現時点では州や準州でも同様の法案が提出されるかどうかは未定です。

## 契約法

契約法の基本原則には、電子的に契約を締結することを妨げるようなものはありません。したがって、オンラインで締結された契約に適用される法律は、オンライン以外の取引に適用される法律と同じです。

オンラインで締結された契約から発生する問題の一つは、顧客が画面上のアイコンをクリックして標準的契約約款を受け入れる「クリックスルー（click-through）」契約の有効性です。現在、オーストラリアには、クリックスルー契約に関連した具体的な判例法はほとんどありません。しかし、契約をこの方法で締結できないとする理由は原則的にありません。

もう一つの問題は、オンラインで締結された契約の約款が契約に十分に組み込まれているかどうかです。オーストラリア法の下において、ある約款を契約の要素に組み込むためには、事業者は、消費者に対し、当該契約約款を適時に知らせるため合理的に必要なことをすべて行い、消費者が契約約款をよく吟味した上で契約を締結するかどうかを判断するための十分な機会を与えなければなりません。

## プライバシー

プライバシーに関するオーストラリアの主な制定法は、連邦プライバシー保護法（1988年制定）で、同法の対象となるのは以下の通りです。

- 年間売上が 300 万豪ドルを超える民間企業または非営利企業
- 売上額に関わらず、すべての保健医療サービス提供者および連邦政府委託業者
- 連邦政府官庁
- 年間売上が 300 万豪ドル以下の小規模事業者で、
  - 個人情報の取引を扱っているもの
  - より大規模の事業に関連しているもの
  - マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（2006年制定。連邦法）の対象となる報告事業者。ただし、同法あるいは同法下の規則や規制における「小規模事業者」によって行われる活動に限られる。例えば、疑わしい取引や、1 万豪ドルを超えるクロス・ボーダーの資金移動の報告など。

自動的に連邦プライバシー保護法の対象とはならない小規模事業者は、同法の適用を受けることを選択することもできます。連邦プライバシー保護法には10の国家プライバシー保護原則が含まれており、同原則には組織が個人情報をどのように扱わなければならないかについての全般的な原則が定められています。

同原則は、個人情報のライフサイクルを網羅しており、以下のものが含まれます。

- 個人情報（個人の本人確認を可能にするあらゆる情報—氏名や住所など）および取扱いに慎重を要する個人情報（個人の人種や民族、宗教、人生観など）の収集に関する規制
- 収集された個人情報の使用および開示に関する規制
- 収集、利用もしくは開示される個人情報が安全に保管され、個人情報が正確、完全、最新であるようにする義務
- 個人が自己の個人情報に対するアクセスを得て、自分の情報を修正する機会を確実に与えられるようにする義務
- 政府の発行する ID 番号（納税者番号など）の使用に関する規制
- オーストラリア国内外の他の個人や組織に対する個人情報の移管に関する規制
- 組織のプライバシー・ポリシーに個人がアクセスできるようにする義務

組織の行為の多くは、ある特定の場合には、連邦プライバシー保護法が規定する義務が免除されます。これらの免除行為には、その取扱いが雇用関係に直接関係する場合の使

ユーザーによる現在または過去の従業員に関する記録の取扱い、メディア組織のジャーナリズム活動における個人情報の収集および利用、オーストラリアの登録政党や議員のために働く委託業者による個人情報の収集および利用などがあります。

州および準州政府の官庁およびその委託業者による個人情報の収集、利用、開示は、各州法および各準州法による規制を受けます。また、保健医療情報も、場合によっては、州や準州のレベルで規制を受けることもあります。

業界団体は、プライバシー庁長官に特定のプライバシー保護規則による自主規制を申請することができます。これが承認された場合、業界団体は国のプライバシー保護規則の代わりに、そのプライバシー保護規則を遵守するよう求められることとなります。プライバシー保護規則が承認された例として、市場・社会調査プライバシー保護規則や生体認証機関プライバシー保護規則等があります。

2008年、豪州の法改正委員会が、オーストラリアのプライバシー法の現状に関する包括的な報告書を作成しました。この報告書は、一定のデータ保護違反に対する通知義務の導入、従業員記録や小規模事業者に関する例外の撤去、あらゆる公的機関、民間セクターに適用される統一法いわゆる「統一プライバシー原則 (Uniform National Privacy Principles)」の導入など、オーストラリアのプライバシー法の抜本的改革を提言しています。連邦政府は、これらの提言を受けて、現在、州・準州政府や関係者と協議を行っています。

## 通信傍受

電気通信 (eメール、ショート・メッセージ・サービス (SMS)、マルチメディア・メッセージ・サービス (MMS)、MSNメッセンジャーやYahooメッセンジャーなどのプログラムを使って送信されたインスタントメッセージ、その他の形式の通信を含む) の傍受は、連邦電気通信法 (1997年制定) によって規制されています。

電気通信法および電気通信 (傍受およびアクセス) 法 (1979年制定) の下、電気通信キャリア (電気通信網の所有者および運営者) および電気通信サービス提供者 (インターネットサービスプロバイダなど、電気通信網を利用してサービスを提供する者) は、自己のシステムを傍受可能なものにしておく義務があります。

電気通信法は、電気通信キャリアおよび電気通信サービス提供者が自己の電気通信網で行われた通信の内容に関する情報を含む一定の情報を開示することを禁じています。電気通信キャリアおよび電気通信サービス提供者は、電気通信法に基づき、警察当局に協力し、自己の通信網や施設設備が犯罪に利用されないよう最善を尽くす義務があります。電気通信 (傍受およびアクセス) 法は、警察当局や情報機関によって入手された令状に基づいて傍受が行われる場合以外は、原則として、通信の傍受を禁じています。州および準州の盗聴器に関する法律は、会話の当事者らの同意または適法な令状なく第三者が個人的な会話を録音することを禁じています。州・準州によっては、会話の当事者であってもかかる録音が禁じられている場合があります。

## スパム規制

連邦スパム規制法（2003年制定）は、「オーストラリアと関係のある」不招請かつ営利目的の電子メッセージ（eメール、SMS、MMS、インスタントメッセージなど）の送信を禁じています。「オーストラリアと関係のある」の意味は非常に広く、次の送信メッセージが含まれます。

- オーストラリア国内から送信されるもの
- 個人もしくは主たる営業所がオーストラリアにある組織によって送信されるもの（メッセージが実際にオーストラリアから送信されたものであるかどうかにかかわらず）
- メッセージへのアクセスに使用されるコンピューター、サーバー、機器がオーストラリアにある場合
- メッセージを受信するアカウント保有者または組織がオーストラリアにいる場合

音声によるメッセージやファックスは、スパム規制法の対象になりません。

メッセージが営利目的とみなされるかどうかは、メッセージの表示方法やメッセージに含まれている内容（リンク、電話番号、連絡先など）によります。

営利目的の電子メッセージは、受信者の同意の上で送信されなければならない、送信者を正確に示す情報と、受信を中止するための実用的機能（ウェブサイトへのリンクなど）が含まれていなければなりません。同意は、明示的でも暗示的でも構いません。送信者を正確に示す情報には、送信者への連絡方法も含まれていなければならない、その情報は、メッセージ送信後30日間有効でなければなりません。受信中止機能は、受信者が送信者からのeメールを将来受けないようにすることができるものでなければならず、明確かつ目立つ形で表示されていなければなりません。

また、スパム規制法は、オーストラリア在住の個人または同国で業務を行う組織が、アドレス収集ソフトや収集したアドレスリストを供給、取得、使用することを禁じています。

政府官庁、オーストラリアの登録政党、慈善事業団体、宗教組織、教育機関は、状況によってスパム規制法の規制の対象とならない場合があります。

スパム規制法違反には厳しい金銭的罰則があり、1日当り最高110万豪ドルにおよぶ罰金もあります。

## 雇用と労使関係

連邦政府の一連の労使関係改革法いわゆる「フェア・ワーク」法の2009年7月の施行を受けて、オーストラリアの労使関係を取り巻く環境は、現在移行期を迎えています。この一連の改革は、多くの重要な法改正と、制度移行がどのように行われるかについての多くの立法を伴うものです。「フェア・ワーク」法の施行の結果、それ以前は州法の管轄であった多くの事項が、現在は連邦法の管轄となっています。

新制度への移行が完了した際には、連邦法の対象となる従業員はすべて、業界・職種別に定められる労使裁定 (award) または使用者と従業員団体との間の交渉により定められる労働協約に基づく雇用関係を結ぶこととなります。したがって、新たな法律の下では、以前の法律の目玉であった使用者と従業員個人との個別の合意は廃止されることとなります。従業員にはすべて、新たな「全国雇用基準 (NES)」と呼ばれる最低労働条件を享受する権利が与えられます。そのため、すべての従業員には、最低限、以下に挙げる条件を享受する権利が与えられます。

- 最低賃金ベースとカジュアルワーカー（臨時雇い）への最低上乗せ賃金比率
- 1週間の通常労働時間は38時間を限度とすること（ただし、契約によりこの数字を週の「平均」労働時間とすることもできる。また、契約に「妥当な超過勤務時間」を盛り込むこともできる。）
- 年間4週間の有給年次休暇
- 年間10日間（日数按分計算により順次発生）の有給個人／介護休暇（本人の疾病休暇も含む）。さらに、追加で2日間の無給介護休暇および2日間の有給忌引休暇
- 両親に対し、出産時、または子供を養子にする際に、52週間の無給育児休暇。さらに両親のどちらかが追加で52週間の無給育児休暇を申請することもできる。未就学児あるいは18歳未満の障害児の親または介護者は、柔軟な労働時間の設定を要請することができる。これらは従業員が少なくとも12ヶ月間継続して勤務していることが要件であり、合理的なビジネス上の根拠があるときには認められない場合もある。
- 連邦法、州法、または将来立法が予想される統一法に基づく長期勤続休暇
- 従業員が、陪審員や緊急時のボランティア等の「適格な社会奉仕活動」に従事している場合、合理的な期間の無給社会奉仕休暇
- 12ヶ月以上勤務している従業員を余剰人員削減のために解雇する際の退職手当。手当の金額は、従業員の勤続年数に基づき決定される。

「フェア・ワーク」法以前の昔の改正法の下では、不当解雇禁止法によって保護される従業員の数が減少しました。「フェア・ワーク」法は多くの従業員に対し、この保護を復活させます。しかし、不当解雇に対する不服申立ては、解雇が「純粋に余剰人員の削減のため」である場合にはできません。解雇に関する規則を遵守している従業員15人以下の小規模事業者もまた不当解雇禁止法の対象とはなりません。同様に、有期労働契約または特定の職務により雇用された従業員、短期臨時雇いの従業員、特定の期間のみ雇用された見習い従業員、季節労働者、特定の給与上限（現行では10万8000豪ドル）を超える給与を得ている従業員は、不当解雇に対する不服申立てができません。「フェア・ワーク」法はまた、職場での差別を禁ずる法律に若干変更を加え、従業員の勤務条件に

不利益になるものをすべて対象に含め、差別に対する保護を拡大しました。また、連邦法により、使用者は、従業員に代わって法定の退職者年金積立金の支払いを行うことを義務付けられています。

また、職場における健康と安全に関する法律は、就業中の従業員の安全を守るための厳格な義務をすべての使用者に課しています。

## 従業員関連の税制

2000年7月1日より新しい源泉徴収制度、PAYG (pay-as-you-go) 制度が導入されました。このPAYG制度により、使用者は従業員へ支払う報酬から税金を源泉徴収し、定期的にオーストラリア国税庁(ATO) に納付することが義務付けられます。源泉徴収される金額は、税務長官の定める税率表に従って計算されます。

雇用に伴って従業員に提供される一定の付加給付 (Fringe benefit) については、使用者がその価値に対して付加給付税を支払わなければなりません。付加給付の定義は幅広く、様々な特典、サービス、便益などが挙げられており、例えば、車両の私的利用、無金利または低金利ローン、宿泊施設の提供などが含まれます。

給与 (ペイロール) 税は、州税で、給与賃金の総額が所定の金額を超えた使用者に対し、その総額に応じて毎月課せられる税です。課される税率は、州によって異なります。

通常、使用者の月額支払い賃金の総額が一定レベルに達すると、州が使用者に登録を義務付けます。

連邦法は、使用者に対し、各従業員のために法定の最低限の退職者年金積立金を支払うことを義務付けています。使用者がこの義務付けられている最低限の積立を行わない場合には、使用者に退職者年金保証税 (Superannuation Guarantee Charge) を支払う義務が生じ、これは損金に算入処理することができません。

使用者が各従業員のために最低限支払わなければならない法定の退職者年金積立金は、現在のところ、従業員の純基本給の9パーセントです。純基本給とは、ほとんどの従業員にとって通常の勤務時間の就労に対する給与額を指します。

また、使用者が税額控除として申告できる従業員のための退職者年金積立金拠出額には上限があります。上限金額は、各従業員の属する年齢層によって異なります。

## 経営幹部の雇用契約

オーストラリアでは、経営上層部の従業員は、経営幹部専用の特別の雇用契約を締結するのが通常です。この種の契約は非常に簡素なもので、その目的は、正当な理由なく契約を解除する場合はどの程度の事前の通知が必要かという点や、給与以外の経済的利益 (FRINGE・ベネフィット) について使用者と従業員が合意した内容などを記録することにあります。

## ビジネス移住

海外からの事業者は長年にわたり、オーストラリア経済の技能基盤を大幅に底上げするとともに、国内事業や輸出活動を拡大させ、オーストラリア人の雇用機会を最大限に広げてきました。海外からの事業者がオーストラリアへ入国するには様々な方法がありますが、そのどれもがビザを必要とします。

オーストラリア政府は近年、ビジネス移住を奨励し、ビジネス目的での入国を容易にするために法制度、移民政策や手続に関して多くの改革を行ってきました。これは、特にビジネス出張者とビジネス目的の短期滞在者を対象としたものです。

すべてのビザ申請者は、健康・性格・国家安全保障・対外関係に関する公益基準を満たさなくてはなりません。これらの基準については、滞在期間が長ければ長いほど、厳しい審査が行われます。

当法律事務所は現在、移民法についての業務は行っておりませんが、この分野を専門とする法律事務所とも提携を結んでおりますので、移民法に関するご相談のある方には、そのような事務所をご紹介することもできます。

## 資金調達に関する法律

資金調達に関するオーストラリアの法制度は、発行者にとって使いやすいものであると広く認められており、長年にわたって、市場環境の許す限り、発行市場および流通市場における資金調達を促進してきました。

会社法は、オーストラリアにおけるすべての資金調達活動に関する規制を定めています。同法は、金融商品がオーストラリアの発行者によって発行されるか外国の発行者によって発行されるかにかかわらず、オーストラリア国内で募集される全金融商品に適用されます。「金融商品」とは、株式、信託のユニット、パートナーシップの持分、社債、その他多くの金融商品を含むものとして定義されています。かかる規制は、オーストラリアにおける金融商品の募集や申込の勧誘を対象としており、その結果、発行、販売、譲渡がどこで生じたかにかかわらず適用されます。

### 投資家への開示のない募集は原則として不可

いくつかの例外はあるものの、原則として、金融商品の募集は、開示書類が作成され、かつ、一定の場合には同開示書類がオーストラリア証券投資委員会（ASIC）へ提出されていなければ行ってはなりません。開示書類は、会社法が規定する内容についての要件を満たしていなければならず、かつ、いくつもの手続上の段階を踏む必要があります。

例外に該当しない限り、新規または既存の金融商品の市場外での募集または売出しにおいては、投資家への開示が義務付けられています。

既存の金融商品の売出しの際は、通常開示は求められません。ただし、株式の発行から12ヶ月以内の売出しや発行体の支配者による売出しには、投資家への開示が義務付けられる可能性もあります。

オーストラリアでは、証券（株式や社債など）に関する開示書類には2種類あり、目論見書と募集情報書類（OIS：offer information statement）があります。OISは、最高500万豪ドルまでの資金調達についてのみ用いること可能で、開示する情報内容についての要件が緩和されています。証券以外の金融商品の開示書類は、商品開示書類（PDS：Product Disclosure Statement）と呼ばれています。

また、不招請勧誘や広告についての規制もあります。

### 例外規定

金融商品の募集のうち、会社法上の例外に該当する場合、または、ASICが一般的または個別的に例外を認めた場合（例えば従業員インセンティブ制度の場合など）については、開示書類を提出する必要がありません。

かかる例外には、次のものがあります。

- 金融商品の募集に対して申込みを行う際に支払う金額が 50 万豪ドルを超える場合、もしくは同一人物が保有している同じクラスの金融商品につき以前支払った金額との合計額が 50 万豪ドル以上になる場合。
- 前 2 年度の総所得が年度当たり 25 万豪ドル以上の投資家、もしくは純資産が 250 万豪ドル以上の投資家に対して募集を行う場合。この場合は、有資格の会計士により所得または資産の証明がなされることが必要です。
- その他の一定の洗練された投資家や機関投資家（ストックブローカー、年金・生命保険基金、証券投資目的で 1,000 万豪ドル以上を運用する個人）に対して募集を行う場合など。

また、外国発行者が対象となる可能性のある例外規定や、公開買付けまたはスキーム・オブ・アレンジメントに伴う発行に関する例外規定があります。適格な株主割当てによる株式の募集（rights issues、entitlement offers）は、正式な開示書類なしに行うことができます。同様に、適格な SPP（security purchase plan）に基づく既存株主向けの募集も正式な開示書類なしに行うことができます。

これらの例外規定に表れているように、オーストラリアの法制は、海外の多くの国と比べ資金調達活動により有利なものになっており、比較的迅速に募集を行うことが容易となっています。また、二次的な募集（私募（placements）、株主割当てによる株式の募集（rights issues、entitlement offers））は、多くの場合、正式な目論見書または商品開示書類（PDS）なしに行われています。

## 企業買収に関する法律

オーストラリア証券取引所（ASX）に上場しているオーストラリアの会社、信託、および株主が50名を超えるオーストラリアの非上場会社（あわせて「規制対象の事業体」といいます）の持分の取得を規律するのは、会社法に定められているオーストラリアの企業買収に関するルールです。同ルールは専門的な部分もありますが、一般に買収プロセスは非常に明確で、過去20年ほどは基本的に同じ買収方法が使われてきました。

買収の結果、規制対象の事業体における議決権が次のいずれかにあてはまる形で増加する場合には、規制対象の事業体における持分を買収することは禁じられています（限られた数の例外に関するルールがあります）。

- 買収前 20 パーセント以下の議決権が買収後 20 パーセント超に増加する場合
- 買収前 20 パーセント超 90 パーセント未満の議決権が増加する場合

議決権とは、広く、議決権付証券に係る自己または自己の関連者の持分をいいます。「持分」の概念は広く、企業グループが保有する持分や、第三者との契約を通じて保有する持分にまで規制が及ぶことがあります。

買収者がオーストラリア居住者であれ、外国投資家であれ、オーストラリアの企業買収に関するルールは適用されます。また、海外における買収が、オーストラリアの買収規制の適用を受ける場合もあります。とりわけ海外の買収対象が直接または間接にオーストラリア法の規制対象の事業体における20パーセント超の議決権を有する場合はこれにあたります。

この買収ルールの目的は、規制対象の事業体の支配権をめぐる市場が、効率的で、競争性があり、十分な情報が得られるようにすることと、証券保有者全員に対して買収案に参加する妥当で平等な機会を与え、かつ規制対象の事業体における相当な持分の買収案があった場合にこれを考慮するため十分な情報と時間が与えるようにすることにあります。

買収禁止規制についてはいくつかの例外があり、これには、市場内外における公開買付け、裁判所が承認したスキーム・オブ・アレンジメント、買収対象の株主が承認した買収、選択的減資、6ヶ月毎行う3パーセント買収などがあります。これらに加え、ASICは、個別の案件ごとに、買収ルールを除外したり、その運営を修正したりする権限を有しています。

100パーセント所有が目標である場合には、（本質的に強制的買収である裁判所の承認に係るスキーム・オブ・アレンジメントと選択的減資を除き）2種類の強制的買収がありますが、通常かかる少数株主の締め出しは、買収者が買収対象である種類の株式の90パーセントを保有するまでは適用されません。規制対象の事業体が上場している場合には、その5パーセント以上の議決権の取得も、ASX等への開示が義務付けられます。企業買収委員会はまた、スワップのロング・ポジションと現物を合わせて5パーセントを超える場合には、原則的に、現金決済のスワップの開示を求めています。

買収プロセスには、いくつかの重要な規制当局が関わっています。

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）：会社法の遵守を規制する機関であり、会社法の規定遵守を免除し、修正する権限を有する。ASIC は、その買収真実政策に基づき、買収者および買収対象企業の報告書類の精査や、買収の過程で提出されたスキーム説明文書や報告書類の審査を行うことができる。
- 企業買収委員会（イギリスの企業買収委員会に倣ったもの）：買収活動について、同活動が法律の条文を文字通り遵守しているかどうかという点と、それ以外に容認できない点がないかどうかという点（買収ルールに反しないかなど）の両面において審査を行う。容認できない状況があると判断した場合には、幅広い種類の命令を出す権限を有する。
- オーストラリア証券取引所（ASX）：上場している事業体が行うことを許されている活動についての規制を行う。
- オーストラリア外資審議委員会／財務省：承認の必要な外国投資の審査を行う。
- オーストラリア競争・消費者委員会：独占禁止法を所管している。

ASIC と ASX は、上場している事業体が継続開示に関する義務を遵守しているかどうかの監視も行っています。

### 証券交換による税の軽減措置

オーストラリアの所得税に関して、買収対象の証券保有者は、その売却により通常ならキャピタル・ゲイン税（CGT）の課税対象となる場合でも、CGTロールオーバー（証券交換による税の軽減）措置を受ける資格が生じる可能性があります。これは、かかる証券保有者が、買収対象の証券と引き換えに、保有額相当の買収側事業体の証券を受け取る場合に生じます。

この証券交換による税の軽減措置は、実質的には、買収対象の証券保有者が交換して得た買収側の証券を売却するまでキャピタル・ゲイン税の支払義務を繰り延べるものです。証券交換による税の軽減措置を受けるために満たさなければならない主要な要件の一つは、株式交換の結果、買収側事業体を買収対象事業体における議決権を有する株式の80パーセント以上を取得することです。

# 税務全般

所得税は、オーストラリア連邦政府の全税収入の約72パーセントを占めています。その内、個人所得税が46パーセント、退職者年金積立金に課される税金がさらに3パーセント、使用者の付加給付（fringe benefits）税が1パーセントとなっています。法人所得税は所得税収の22パーセントを占めます。残りの28パーセントは主に物品税や関税になります。商品サービス税（GST）は連邦政府によって課税され、オーストラリア国税庁（ATO）によって徴収されますが、GST収入の大部分は州・準州政府に交付されます。

本稿では、オーストラリアの支店を通して直接的に、またはオーストラリア法人における持分等を保有することで間接的に投資を行う外国の事業体に関連があると思われる税務上の主要な問題点についてご紹介します。オーストラリアは、二重課税防止条約の批准国で、適用される税務上の取扱いには、同条約が影響を及ぼすこともあります。

本稿で触れたもの以外にも、オーストラリアでの投資に影響を与えうるその他の税務上の問題も数多くあるかと思いますので、ご留意下さい。

## 税の種類

連邦政府および州政府が課税する直接税および間接税には、例えば、以下のような様々な種類のものがあります。

オーストラリア連邦政府

- 所得税
- 付加給付税
- 退職者年金積立金（スーパーアニュエーション）税
- 間接税（ガソリン、オイル、タバコ、アルコールに対する間接税、関税など）
- GST（商品サービス税）

州政府

- 使用者に課せられる給与税
- 土地税
- 印紙税
- 賭博税
- 自動車税

## 所得や利得に関する税制

オーストラリア居住者（短期居住者を除く）は、国内外で得られた所得およびキャピタル・ゲインに対し課税されることが基本原則となっています。個人がオーストラリア居住者でなくなった場合（キャピタル・ゲイン税の課税対象となる可能性がある）や、個

人や事業体がオーストラリアの恒久的居住者になった場合には、キャピタル・ゲイン税の特別ルールが適用されます。

オーストラリア居住者（短期であれ永住であれ）とならない非居住者は、通常海外での所得や、オーストラリアで課税対象とならない資産によるキャピタル・ゲインに対して課税されることはありません。

同様の措置が、税務上（オーストラリアでの滞在期間にかかわらず）オーストラリアの「短期居住者」である、もしくは「短期居住者」となる個人に対し適用される場合があります。短期ビザ所有で短期居住者に分類される個人は、海外を源泉とする所得に対しオーストラリアでの課税は免除されます。しかし、短期居住している間に得た給与またはサービス収入に関しては課税されることになります。

さらに、適格な短期居住者が、（課税対象の豪州資産ではない）資産から得るキャピタル・ゲインやキャピタル・ロス、オーストラリアの課税対象としては認識されません。ただし、オーストラリアにおける雇用もしくはサービスの結果与えられた株式やストック・オプションから得た利得は例外となります。雇用に基づく労務の提供の全部または一部がオーストラリアで行われている場合、株式やストック・オプションの従業員割引は、割引により得た利得および当該株式やストック・オプションにより得た利得その他の要素により、一部課税対象となる場合と課税が免除される場合とがあります。2006年から、ある特定のキャピタル・アセットのみがオーストラリアの資産として課税対象となっています（後述）。

短期居住者が非居住の貸付業者に対し利子を支払う場合には、利子に対する源泉徴収税の対象とはなりません。

## 税務会計年度と税率

オーストラリアで設立された場合、またはオーストラリアに経営や業務統括の中心があり、オーストラリアで事業を行っているか、もしくはオーストラリア居住者により（議決権の観点から）支配されている場合、その会社はオーストラリア居住者となります。

標準的な所得および利得の課税に係る会計年度は、6月30日を年度末とする12ヶ月ですが、他の期日を年度末とする会計年度を採用する承認を得ることも可能です。海外の親会社が他の期日で終了する会計年度を採用している場合には、通常はこの承認を得ることができます。

個人納税者には累進所得課税が適用されます。居住者たる個人納税者は、この累進所得税において、最初の一定金額までは非課税となります。非居住者も、累進所得課税の対象となりますが、この最初の一定額の非課税措置が受けられません。2006年7月1日から個人納税者の最高累進課税税率は45パーセントですが、メディケア課税が追加されるため、大半の居住者の実質最高税率は46.5パーセントになります。会社（居住者・非居住者とも）については、普通所得もキャピタル・ゲインも一律の税率で課税されることになります。2001年以来、法人税率は30パーセントに設定されています。

外国企業がオーストラリアに支店（恒久的施設）を有し、かつ二重課税防止条約が適用される場合には、当該恒久的施設から生ずる利益は、本社その他の関連企業から独立し

て業務を行う別事業である場合と同様に、同恒久的施設に独立に生じたものとみなされます。その場合外国企業は、その恒久的施設の利益に関し、一律の法人税率で課税されます。

オーストラリアに恒久的施設をもたない非居住者の企業がオーストラリア源泉の事業所得を得ており、かつ二重課税防止条約が適用される場合には、通常はその事業利益はオーストラリアでの課税対象となりません。

## 事業損金

居住者および非居住者の個人および会社の課税所得は、査定所得から控除可能な損金を差し引いて計算されます。パートナーシップや信託も、同様の方法で純所得を計算します。通常は発生主義による税務が事業所得者には適用されますが、これは企業の財務諸表に基づいたものではなく、特定の課税原則に基づいたものです。

認められる損金には、事業を行う上で生じた費用、償却資産の減価償却、後の年度における相殺のために繰越ができる前年度以前の欠損金（全額相殺されるまで永続的に繰越可能）があります。ただし、事業損失とキャピタル・ロス（資本損失）は、区別されます。事業損失は、後年の査定所得および利得と相殺するために繰越ができますが、繰越キャピタル・ロス（資本損失）については、後年のキャピタル・ゲインの相殺だけに使うことが許されます。欠損金の不正利用を防ぐために、会社や信託の前年度欠損金には特別な規制が適用されます。

地域統括本部（RHQ）をオーストラリアに置くことに対するインセンティブ以外に、一定の種類RHQ設立関連費用については、特別な控除を受けることができます。例えば、RHQのためにオーストラリアに施設を設けることに関して発生する費用は、この控除を受けられる可能性があります。また、ベンチャー・キャピタルに対する投資を促進するための特別な優遇措置も導入されています。

## キャピタル・ゲイン税

資本資産（CGT資産）は、課税対象事象（「CGT事象」）が発生し、キャピタル・ゲインやキャピタル・ロスが認識された場合に、キャピタル・ゲイン税の対象となります。「CGT資産」の定義は広いですが、1985年9月20日以前に取得されたCGT資産に対しては、キャピタル・ゲインもキャピタル・ロスも認識されません。一定の免除措置もあり、様々な種類のCGTロールオーバー（課税の繰延べ）もあります。二重課税を防止するため、取引によって所得税とキャピタル・ゲイン税の両方で課税される可能性がある場合には、通常の所得課税が優先するというルールがあります。

外国居住者のキャピタル・ゲイン（ロス）は、一定のオーストラリアの資産に関連してのみ課税対象となります。2006年以前は、オーストラリアに関連する資産として指定されている資産分類リストがあり、そのキャピタル・ゲインやキャピタル・ロスが課税対象となっていました。2006年からは、課税対象となるオーストラリア資産リストの数は大幅に減少しました。現在、外国居住者に関連するCGT資産として課税される資産は以下のものだけになります。

- 課税対象となるオーストラリアの不動産

- オーストラリアの不動産の間接的持分
- オーストラリアの恒久的施設の事業資産
- このような資産を取得するオプションや権利のすべて

「不動産の間接的持分」とは、直接または他の事業体を通じて保有する、すべてまたは主な資産がオーストラリアの不動産である事業体の非ポートフォリオ持分（10パーセント以上）をいいます。

キャピタル・ゲインは、（同年度あるいは前年度以前の）キャピタル・ロスと相殺され、残ったキャピタル・ゲインが同年度の査定所得に算入されます。キャピタル・ロスがあった場合には、後年に繰越ができますが、後年のキャピタル・ゲインとの相殺のみが可能です。

法人納税者のキャピタル・ゲインは、一律の法人税率で課税されます。個人納税者が資産を1年以上保有した場合は、課税対象のキャピタル・ゲインの計算について50パーセントの減額措置を受けられる場合がありますが、かかる減額措置は法人納税者には適用されません。物価上昇に連動したキャピタル・ゲインの引き直し計算と個人納税者に関する平均化計算の制度は、廃止されました。

キャピタル・ゲイン課税については、様々な形でロールオーバー（課税の繰延べ）が認められています。かかる措置は、特定の資産や取替資産に係るキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスについて認識を繰り延べたり、認識しないとするものです。このようなロールオーバーの中には、保有資産の経済的継続性に基づく一定の条件を満たす企業再編を促進するものがあります。とりわけ、株式交換やユニット交換に関する免税措置や、企業分割に関する免税措置などは、しばしば企業再編にとって重要な要素となります。

前述の課税対象となるオーストラリア資産に関するルールは、外国居住者と海外信託の受託者に対しても適用されます。信託の外国投資家は、自らの信託の持分が、オーストラリアの不動産の間接的持分を構成しているのかどうかを決定する必要があります。その持分に対する利得が、課税対象となるオーストラリア資産ではない確定信託（fixed trust）のCGT資産から生じるものであった場合、確定信託の外国居住者の持分に関して特定の免除措置が適用されます。当該確定信託の受託者が、関連する課税事象についても課税されることもありません。当該確定信託の資産が、それ自体、下位にある確定信託の持分であった場合には、さらなる要件が適用されます。

2004年4月1日より、オーストラリアの多国籍企業およびかかる企業が支配する外国企業は、業務活動を行っている外国企業の非ポートフォリオ株式（10パーセント以上）の売却や処分につき、キャピタル・ゲイン課税の減免措置が受けられるようになりました。この変更は、関連する他の修正事項とあわせて、オーストラリアの会社が海外資産の再編を行い易いようにし、その資本利用に柔軟性を与えるようにすることを目的としています。

## 事業主体に対する税

### 会社

各会社（居住者および非居住者とも）は、原則として株主とは別個独立の納税主体として扱われます。2002年7月1日の連結納税制度の導入以前は、100パーセント所有の子会社は様々な企業グループに係る減免措置を受けていました。しかし、連結納税制度の導入により、これらの企業グループに係る減免措置は段階的に廃止され、結果として、100パーセント所有の企業グループに対する企業グループに係る減免措置は、連結納税制度だけとなりました。

単一のオーストラリア親事業体が100パーセント所有するオーストラリアの会社および信託を対象とする連結納税制度は、2002年7月1日から段階的に導入され、重要な制度移行が2003年7月1日と2004年7月1日に行われました。外国親会社が100パーセント所有する企業グループで、オーストラリア居住者である親会社をもたない場合（「複合連結」(MEC) グループ）も、連結納税制度を利用することができます。

100パーセント所有の事業体が集まった企業グループは、税務上連結することができ、連結納税を選んだ企業グループは、単一の事業体として扱われ、各子会社は単に本社の部門とみなされます。連結納税を選んだ場合は、100パーセント所有されている事業体はすべて連結企業グループに含まれなければなりません。連結企業グループの形成、新グループ企業の追加、既存グループ企業の除外などについては、複雑なルールが定められています。連結企業グループに関連する税務上の損失に対しても、複雑な規制枠組みがあります。

企業グループ全体の納税責任は、第一義的には親会社にあります。ただし、税を滞納した場合、グループ企業間で税金の納付に関して責任の所在を明らかにするよう有効な取り決めが行われていない限り、グループ企業が連帯して責任を負うこととなります。

公開会社と非公開会社とは、税務上の取扱いに一定の違いはありますが、共に同じ一律の法人税率が適用されます。一般に公開会社（public company）とは、証券取引所に上場されている会社（年度を通じて、払込資本、議決権、配当請求権の点で少数の者が直接的あるいは間接的に所有している会社でない会社）を指し、非公開会社（private company）とは、公開会社以外の会社を指します。

### 信託

信託は、原則として納税者として扱われません。信託所得の税務申告は必要ですが、信託所得の分配については、受益者レベルで課税されます。ただし、信託収入から給付を受ける権利を現に有する受益者が存在しない場合や、非居住者の受益者など一定の受益者の代わりに課税される場合など、受託者が課税されることもあります。かかる制限の下、パス・スルー課税は、確定信託、裁量信託、およびユニット・トラストが信託収入を残さずすべて分配する場合に適用されます。しかし、一定の法人ユニット・トラストや公的投資信託は、会社とみなして課税されます。

## 退職者年金基金 (Superannuation Funds)

退職者年金基金、認可貯蓄基金、退職者共同年金信託は、特別な税制の対象となります。これらは、オーストラリア金融監督庁 (APRA) による居住者の退職者年金基金に関する規制に連動しています。

## パートナーシップ

パートナーシップは、税務申告を行うことが義務付けられていますが、パス・スルー課税の取扱いを受けます (すなわち、パートナーシップの損益は、その構成員であるパートナーのレベルで課税されます。 )。

パートナーシップの持分やパートナーシップのCGT資産に関連するキャピタル・ゲインやキャピタル・ロス、そのパートナーが個別に得たものとみなされます。一定の種類  
の海外ハイブリッド型リミテッドパートナーシップや有限責任会社も、同様のパートナーシップとしての取扱いを受ける資格があります。ただし、1992年から「合資会社」としてのリミテッドパートナーシップは、会社として課税されています。

## 合弁事業

合弁事業の参加者は、共同で所得を受け取る場合は、納税パートナーとしての課税を受けます。これ以外の場合、すなわち各合弁事業パートナーが合弁事業の収益から自己の取り分利益を別々に得る場合には、各合弁事業パートナーは、別々の納税者として扱われます。

## 会社が支払う配当

株主がオーストラリアの居住者である会社から受け取った配当については、インピュテーション方式により、当該配当利益について法人レベルで既に支払われた税額に対応するインピュテーション・クレジット (税額控除) 相当額の税額控除を受けることができます。会社は、配当の支払前に、利用可能なインピュテーション・クレジットのレベルに応じ、配当を完全税額控除にするか一部税額控除にするかを決定します。税額控除可能な配当を受け取った株主は、現金で受け取った配当と、これに付随するインピュテーション・クレジットの額を共に査定所得に入れることを義務付けられており、この後、インピュテーション・クレジットと同額の税額控除を受けることができ、これによって株主が配当について支払う税額が軽減されたり、場合によってはゼロになることもあります。

2000年7月1日以降、株主は、この税額控除額が配当に対する支払税額よりも多い場合には、その分の還付を受けられるようになりました。

配当の支払先、すなわちそれが個人、信託、パートナーシップ、退職者年金基金と関連事業体、生命保険会社、法人株主のいずれに支払われるかにより、原則として、異なるルールが適用されます。2002年7月1日以降、税額控除可能な配当を受け取った会社およびその他の法人納税者も、個人と同じ取扱いを受けるようになりました。つまり、税額控除可能な配当については、それに付随するインピュテーション・クレジットの額を加

えて配当総額を算出し、これを会社の査定所得に入れてから、同税額控除により支払法人税額を減額することとなっています。しかし、会社やその他の法人納税者は、余った税額控除額の還付は受けられません（ただし、状況によって余った税額控除額が税務上の繰越欠損金に振り替えられる可能性はあります）。ただ、配当受取会社が税額控除をその株主に対して提供する事業体でもある場合には、受け取った税額控除クレジットと同額の税額控除クレジットを受取会社の税額控除勘定に計上することができ、受取会社は同様に税額控除可能な配当を行うことができます。

配当利益にどの程度の税額控除を付けられるかについては、特別なルールがあります。いわゆる「ベンチマーク」ルールに基づき、事業体が同一期間内に行う税額控除可能な利益配当はすべて、同一パーセントの税額控除を付けなければなりません。このルールの目的は、株主に対する利益配当に付する税額控除に一貫性をもたせ、税務上有利になるように税額控除を調整することを防ぐことです。このルール以外にも、税額控除の操作を防ぐことを目的とする様々な規制があります。

居住者たる会社が非居住者に対して配当を支払う場合、本来であれば税額控除を付すことのできる部分を除き、配当に対する源泉徴収税を支払われなければなりません。つまり、非居住者たる株主は、インピュテーション方式の税額控除を受けることができない代わりに、受領した配当のうち本来税金控除の適用される部分については、源泉徴収税が免除されることとなります。

源泉徴収税は、税額控除の適用されない部分の配当金の総額に対して課税されます。通常の配当源泉徴収税の税率は30パーセントですが、二重課税条約批准国の居住者に対して支払われる配当については、同条約に規定されている税率（通常は15パーセント）が適用されます。

2005年6月26日以降、オーストラリアの会社から外国居住者のオーストラリア恒久的施設へ支払われる（つまり、支店に帰属する）配当は、（税額控除されるか否かに関わらず）配当源泉徴収税の対象外とされています。代わりに、かかる配当は非居住者の査定所得に含まれ、査定の上課税されることとなります。なお、このうち税額控除が可能な配当については、税額控除による税の減免が受けられます。

2005年7月1日から、特別な「パススルー外国所得（CFI: Conduit Foreign Income）」制度が導入され、豪州企業が海外居住者である株主に配当を行う場合、その金額は査定所得とされず、税額控除を受けられない配当は、配当源泉徴収税の対象外となりました。これらの措置は、以前の「外国配当勘定（FDA）」に基づいた税の減免措置よりも広範なものになります。一般に、パススルー外国所得（CFI）は、会社が非居住者であった場合、オーストラリアで通常は課税されない海外での所得や利得に限定されます。例えば、海外支店収入、海外の非ポートフォリオ配当（少なくとも10%の議決権を有する場合）、外国企業の非ポートフォリオ株式の売却から得られる利得などが挙げられます。

## 金融取引に関する税制

2009年、金融取引に関する税制（TOFA3および4）改革のための改正法が施行されました。簡単にいうと「金融取引」とは、それに基づいて納税者が金銭的な金融利得を受領する権利または提供する義務を有する仕組みをいいます。

改正法の下では、原則として金融取引から生じる利得全体が課税対象となり、損失全体が控除の対象となります（ただし、いくつかの例外もあります）。利得や損失は、同法に規定されている方式の一つに従い、各金融取引の全期間にわたって通算されることとなります。

改正法は、2010年7月1日以降の会計年度に納税者が開始する金融取引から適用されます。ただし、2009年7月1日から納税者が同法を選択適用していた場合を除きます。納税者はまた、既存の金融取引を一括で改正法の適用対象とすることも可能です。改正法の適用に関しては多くの例外があります。

## 負債（デット）と資本（エクイティ）の区分

2001年7月1日より、会社における資本と負債の区分、事業体における負債の区分は、税務独自の負債・資本区分のルールによって行われています。このルールの下では、主として資本であることを確定するための「資本テスト」と、負債であることを確定するための「負債テスト」があります。もし、特定の資金調達手段や会社に対する権利が両方のテストの条件を満たす場合には、「負債テスト」が優先され、負債として扱われます。ただし、株式ではない会社に対する権利が資本として取り扱われる場合もあり、また逆に、株式という法形式を有する権利が資本ではなく負債として区分される場合もあります。

負債と資本の区分は、それから得られる金銭的給付を税務上利子として扱うか、または配当として扱うかを決するという点において重要です。どちらの取扱いを受けるかによって、かかる給付を査定所得に入れられるかどうか、利益配当に対する税額控除、利子の損金算入、過少資本に関する措置（後述）、源泉徴収税の適用などの点で違いが出てきます。

## オーストラリア企業の負債（デット）による資金調達

利子に対する源泉徴収税は、一般に、オーストラリアの居住者が、オーストラリアにおける事業の経費として、オーストラリアに恒久的施設を持たない非居住者である貸付人に対して利子を支払う場合に課税されるものです。また、かかる利子に対する源泉徴収税は、非居住者である借入人が、そのオーストラリア支店の経費として、非居住者である貸付人に対して利子を支払う場合にも課税されます。

さらに、非居住者である借入人が、オーストラリアにおける事業の経費として、オーストラリア居住者の外国にある恒久的施設から借り入れた金銭に対して利子を支払う場合についても、源泉徴収税の支払義務が生じます。

支払われた利子については、その総額に対し、一律に10パーセントの税率が課せられます。ほとんどの場合、この税率は、二重課税防止条約によって影響を受けません。しかし、一部の条約は、外国の銀行や金融機関に支払われる利子に関する免除措置を規定しています。利子には、利子としての性質を帯びた金額と、利子として見なされる金額が含まれます。支払い金額を分類する際には、負債テストと資本テストが使われます。

しかしながら、例えば、利子の支払を受ける者（貸付人）が、オーストラリアに恒久的施設を有し、かつ利子が実質的にかかる恒久的施設と関係している場合には、かかる利子の支払については、オーストラリア国内で通常の査定によって課税され、利子に対する源泉徴収税の対象にはなりません。一定の公募債やグローバル債等に関する利子支払いについては、免除措置を受けることも可能です。

過小資本税制は、容認できる範囲の負債と資本の比率（ギアリング）に基づいて、利子やその他の負債に関する経費の損金算入に一定の制限を設けています。この過小資本税制の目的は、オーストラリアの企業が、資本による資金調達と比較して、負債による資金調達の税制措置に過度に依存することを防止する点にあります。

この税制は、外国企業の支店、外国資本が支配するオーストラリアの事業体、そして外国の事業体を支配するような投資を外国で行っているオーストラリア事業／企業に適用されます。この税制の下では、オーストラリア資産の資金調達に使った負債が所定の限度を超える場合には、負債に関する経費を（査定所得から控除できる）損金に算入することができなくなります。

また、この税制は、外国資本が支配するオーストラリアの事業体と、オーストラリア資本が支配する外国の事業体とを、かかる事業体が認可預金取扱機関（ADI：Authorised Deposit-taking Institutions）かそうでない事業体（ADIでない金融機関を含む）かという点を考慮に入れつつ、区別して規制しています。なお、かかる規制は、上限ルールに基づき、事業体（関連企業を含む）の1年度当たりの負債に係る損金算入額が25万豪ドルを超える場合にのみ適用されます。

また、許容される負債の最高額の算出については、資本の種類によって異なるルールが適用されます。ADIでない外国資本が支配するオーストラリアの事業体という典型的なケースでは、許容される負債の限度額は、一定の規制免除負債額と独立企業間負債額のどちらか高い方の金額となります。規制免除負債額とは、原則として、負債対資本の比率が3：1となる金額です。

許容される最大負債レベルを超えた場合は、最大許容負債額を超えた部分に関する利子の損金算入ができなくなります。ここでは、保有する権利を分類する負債／資本テスト、また関連当事者について規制する様々な規則について慎重に検討する必要があります。また、過少資本税制は、連結企業グループが関わる場合、連結企業グループまたは複合連結（MEC）グループの本社に適用されることとなります。

2003年7月1日からは、大半の納税者が同日以降に行った取引に関する為替差損益について、包括的な課税措置が適用されることになりました。同制度は、「為替差損益の実現事象」が生じたときの利益の査定所得算入と損失の損金算入についての取扱いを定めています。また、この制度は、税務上、外国通貨建ての金額を豪ドルまたは適切な機能通貨（functional currency：企業が主に活動する国・地域の通貨）に換算する際の一般的な換算ルールも定めています。

## 外国企業に支払う特許権使用料

特許権等の使用料（royalty）が、オーストラリアの会社から、在留外国人に支払われる場合、その使用料は、使用料源泉徴収課税の対象になります。その税率は、一般的には30

パーセントですが、二重課税防止条約の適用がある場合は、それよりも低い税率（通常5～15パーセント）となります。しかし、特許権等の使用料の実質的受益者が、恒久的施設を通してオーストラリアで事業を営み、使用料の支払いが発生する資産または権利が実際上その恒久的施設と関連している場合は、その使用料は、オーストラリアでの査定によって課税されます。

2003年から、源泉徴収課税制度が、特定のその他在留外国人の区分に適用されるようになりました。この施策の目的は、従前の源泉徴収課税の対象となっていなかった特定の在留外国人の課税所得の区分を、源泉徴収体制の枠組みの中に取り込むことです。在留外国人／事業体に課せられる所得の区分は、それぞれの源泉徴収課税率とあわせて、法律により規定されています。2004年7月1日より施行される最初の三つの区分は、カジノ賭博接待のための支払い（3パーセント）、娯楽およびスポーツのための支払い（通常の税率）、および、建物、工場、設備の建設、設置、または整備のための契約に基づく支払い（5パーセント）です。

## 移転価格税制

国際的な移転価格操作（利益の移行）の問題は、外国の事業体とオーストラリアの事業体または支店との間で取引される商品やサービスにつき非公正な価格を付することにより、本来オーストラリアで課税の対象となる利益が海外に移転される場合に発生します。外国企業がオーストラリア企業に課する価格が法外に設定される場合や、海外本社とオーストラリア支店の間の価格が法外な場合、あるいは受領する支払価格が不公正な場合などは、オーストラリアで課せられる税金の額が減少する結果をもたらします。低利子また無利子の貸付も、利益移行にあたる場合があります。

税務長官は、状況によっては、（広義での）国際的な契約に基づく資産やサービスの供給や取得に関し、課税目的で、公正な価格を擬制することもあります。

納税者は、公正な価格設定を行っていることを裏付けるため、取引ごとに関連書類を収集、保管、記録することが重要です。すなわち、オーストラリアの事業体または支店が非居住者から商品やサービスを取得する場合は、合理的な根拠に基づき公正な価格を設定したことを書類で実証できるようにしておくべきです。

## 租税通則法

PAYG制度という統一的な源泉徴収による分割納税制度が、使用者から従業員への支払いを含め、多数の源泉徴収の支払いに適用されています。

従業員の賃金や給与から控除することが義務付けられている使用者は、オーストラリア国税庁（ATO）でPAYG源泉徴収の登録を行い、またGST登録をしている場合は事業活動報告書（BAS）により、GST登録をしていない場合は収入報告書（Income Activity Statement）により、定期的に源泉徴収に関する義務についての申告を行わなければなりません。

また、商品やサービスを受ける企業はすべて、供給者が供給に関する請求書その他の書類にオーストラリア事業者番号（ABN）を表示していない場合は、支払金額の46.5パーセントを源泉徴収することが義務付けられています。ABNは、他の企業、ATO、およびその

他の連邦政府機関との商取引で使われる単一の識別番号です。オーストラリアに関連する供給を行う外国企業や、短期間だけでもオーストラリアで事業を行う外国企業も、通常ABNの申請資格があります。

納税者番号 (TFN) 制度は、ABNを持たない個人納税者の給与や賃金、投資による収入など一定の区分の収入に対する課税について利用されます。有効なTFNが提示されれば、一定の割合で源泉徴収されますが、TFNの提示がないと最高税率で源泉徴収されます。

ほとんどの企業では、PAYG分割納付金を四半期ごとに支払うことが義務付けられていますが、源泉徴収額の多寡により、その申告期間が異なります。源泉徴収額が大きな企業は、より頻繁に定期的な支払いをすることが義務付けられます。

登録されている事業体の支店は、PAYG源泉徴収を行う支店として登録することが可能です。かかる登録を行った支店は、事業体の本体とは別個のBASを提出し、当該支店に関するPAYG源泉徴収に関する義務についての申告を行うことができます。

一般に、非居住者は、オーストラリアから生ずる非課税所得や源泉徴収課税対象の収入以外の収入があった場合は、年に一度、所得税の申告をすることが義務付けられています。この場合は、自己申告制度が適用されます。

## 付加給付税

付加給付税 (FBT) は、独立の連邦課税制度で、さまざまな経済的利益に対して、従業員ではなく、使用者に対して納税義務が課せられます。付加給付税は、特定の経済的利益について規定された課税価格に対して課されます。その課税価格は、その経済的利益を現金に置き換えた場合の税金と同額になるよう作られた一定の数式に基づき、その総額が計算されます。総額計算された金額に適用される付加給付税の税率は、46.5パーセントです (2006年4月1日以降)。一般に、使用者は、付加給付供与のための費用および付加給付税支払額につき、所得税の控除を受けることができます。

使用者による課税額の自己申告と、四半期ごとの分割納付に関しては、別個の規則が適用されます。付加給付税に関する税年度は、4月1日から3月31日までです。

## 給与税

給与税は、州・準州の税で、それぞれの州または準州で規定された最低水準額を超えた従業員の年間給与に対し、一定の税率で課されます。使用者は、該当する州または準州の税務当局に登録することが義務付けられています。

給与税の内容は、各州、準州ごとに類似していますが、若干の違いがあり、税率は、4.75パーセントから6.85パーセントと幅があります。請負人に対する支払いに関する規定や、企業グループの従業員に対する給与の合算のための会社のグループ化に関する規定が非常に広く規定してあることから、実務上難しい問題が存在します。

## 関税

関税は、商品がオーストラリアに持ち込まれたときに発生します。関税の支払いは、通常、関連商品に関する関税に詳しい通関業者によって取り扱われます。通関業者は、オーストラリア税関に対して関税を支払い、商品の通関手続を代行します。

一般に関税は、商品の税関価格（custom value）に基づいて課されます。税関価格は、オーストラリアの法律に基づいて決定されるもので、必ずしも製品の販売価格と同額ではありません。

正確な関税の額は、関税の目的のためにオーストラリア税関が定めた詳細な製品分類に基づいて決められます。

## 商品サービス税（GST）

オーストラリアのGSTは、2000年7月1日より施行され、世界中の多くの国や地域で見られるGSTや付加価値税に類似した広範囲にわたる消費税です。オーストラリアでは以下のものに対し標準税率10パーセントのGSTが課せられます。

- オーストラリアに関連があり、対価を得るために事業者が供給するものの大部分（商品、サービス、情報、権利、不動産など）
- 特定の商品の輸入

## 商品やサービスなどの供給に対するGST

GSTが課されるのは、供給する事業者（定義として、個人、企業、パートナーシップ、および信託を含みます）がGSTの登録をしている、または、その登録が義務付けられている場合に限られます。通常「オーストラリアに関連がある」供給に関する過去12ヶ月間の年間取引高、あるいは今後12ヶ月間の取引高見通しが、7万5千豪ドルを超過する場合に、GSTの登録が義務付けられています。

登録事業者の供給が対価を伴うとき、その供給は、通常、課税対象となります（つまり、GSTの支払義務が生じる供給となります）。その供給に対するGST額は、その供給により事業者が受ける対価全体の11分の1です（GSTを含む）。通常、課税対象の供給に対するGSTは、その供給を行う事業者が、オーストラリア国税庁（ATO）に支払う必要があります。ただし、多くの例外があります。例えば、供給の提供者ではなく購入者がGST納付義務を負うことになるケース（自主的なものも含めて）や、オーストラリア居住の代理業者を通じて非居住者が供給を行う場合などが挙げられます。これらについては後述します。

事業者は、オーストラリアと関連のない供給に関しては、GSTを支払う義務がありません。しかしながら、状況によっては、オーストラリアに関連してはいないものの、オーストラリアの登録事業者が受け手である供給に課せられるGSTについては、供給の購入者に納税義務が発生する場合があります。事業者の供給が「オーストラリアと関連がある」かどうかは、その事業者が行う供給の性質と密接に関係しています。供給されるも

のが、商品か不動産か、あるいはその他のものかによって適用されるルールも変わってきます。

一定の場合、課税対象の商品やサービスの供給を取得する事業者は、取得価格に付されたGST相当部分につき、仕入税額控除（input tax credits）を受けることができる可能性があります。事業者は、通常の業務の過程で商品やサービスを購入し、かつオーストラリアのGSTに登録しているか、または登録が義務付けられている場合、仕入税額控除を受けることができます。しかし、商品やサービスの取得がGST非課税（input taxed）の供給と関連するものである場合や、個人的または家庭用の性質のものであった場合には、登録事業者にかかる商品やサービスの取得に関する仕入税額控除申請は制限を受ける可能性があります。GST登録が任意の外国企業（例えば、オーストラリアで事業を行っているが、登録が義務付けられている取引高に達していない企業）が、仕入税額控除を申請するためにはGST登録を選択する必要があります。

一般的に、登録事業者は、供給に課せられるGSTを月毎または四半期毎にATOに納付します。同時に、登録事業者は、ATOから業務上の仕入購入価格に含まれるGSTに係る仕入税額控除の還付を受けることができます。

## GST非課税取引とGST免税取引

税率ゼロまたはGST免税（GST-free）と分類される供給があります（特定の医療保険、食品、教育の供給、輸出、継続事業の売却など）。GST免税の供給に関しては、GSTは課せられません。オーストラリアから輸出される商品やサービスの大部分は、GST免税になります。GSTの免税措置は、国際輸送（人と物の両方）に関連する一定の供給に対しても適用されます。

GST非課税（input taxed）の供給（例えば、一般的な保険を除く金融サービスや、既存の住宅の販売や賃貸など）に関しても、GSTは課せられません。ただし、事業者は、GST非課税供給に関連するいかなる商品やサービスなどの取得についても、仕入税額控除を申請することができません。

## 輸入品に対するGST

事業者が、オーストラリアに商品を輸入し、それらが「国内消費向けの商品として輸入」された場合には、その事業者は「課税対象の輸入」を行ったことになり、GSTが課税されます。この場合、その事業者が、商品の「所有者」として、オーストラリア税関に対して申告を行うこととなります。ほとんどの場合、登録輸入業者は、課税対象輸入についてGST課税額に相当する仕入税額控除を受けることができます。オーストラリアに商品を輸出する外国企業が、オーストラリアでGSTに登録する意図がない、または登録を義務付けられない場合には、オーストラリア国内消費向けの商品を実際に持ち込む者が確実にこの仕入税額控除を受けられるように注意を払う必要があります。

## GSTに関するその他の税制

一定の場合において、様々な方法により、外国企業のGSTに関する法令遵守の負担を大幅に軽減することができます。特に、外国企業は、以下の負担を軽減することができる場合があります。

- オーストラリアでの GST の登録
- GST 納税に関連する法令遵守義務を満たすこと
- GST についてさらなる債権者リスクにさらされること

例えば、一定の条件が満たされれば、オーストラリアで事業を営んでいない非居住者が課税対象となる供給を行う場合において、オーストラリアでその供給を受ける側が非居住者の供給に係るGSTの支払いを負担する旨の契約を両者の間で締結することが可能です。かかる契約が締結された場合、オーストラリアで供給を受ける側は、当該供給に係るGSTが、その取得で認められる仕入税額控除よりも大きい場合にのみ、その差額を納付するだけでよくなります。このような契約は、非居住者の供給者にとって非常に有用です。その他の税負担軽減のための方法も、輸入品が供給される条件によります。

# 独占禁止および不当競争防止に関する規制

オーストラリアの取引慣行法（1974年制定。TPA）の目的は、「公正な競争と取引の促進、および消費者保護の提供により、オーストラリア人の福利を高めること」です。この目的を達成するため、極めて広汎にわたる規定が定められています。その対象範囲が極めて広いこと、TPAは関連訴訟の数が最も多い制定法であり、また主たる監督機関であるオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は活動規模と範囲が最も広い監督機関となっています。TPAの主な規定には、以下のようなものがあります。

- 企業間の競争制限的な行為の禁止
- インフラストラクチャー保有者がその使用を他者に許容する義務
- 誤解を招き、人を欺くような行為、および、極めて不当な行為の禁止
- 原産地表示義務
- 契約に法定の保証と法定条件を黙示的に盛り込む規定
- 欠陥品に対する製造者の無過失責任の制度

最後の二つの点は、ほとんど製造物責任分野に関するもので、これらについては別項で後述します。この項では、主にTPAの不当競争防止に関する規制の側面を扱います。

## 競争に関する規定

TPAの競争に関する各種の規定は、市場行為の規制、および市場行為の規制ほどではありませんが、市場構造の規制を目的としています。かかる規定は、以下のようになっています。

- 一定の行為を無条件で完全に禁止すること（カルテル行為（刑事罰適用）を含む）。
- ある行為がオーストラリア市場における競争を制限する目的または効果を持つと判断される場合に、かかる行為を禁止すること
- オーストラリア市場における競争を制限する目的または効果を持つ合併や買収を禁止すること
- 一般的な利用開放制度（National Access Regime）や電気通信分野に特化した開放制度の下、一定のインフラストラクチャーの保有者に対し、そのインフラストラクチャーの開放を義務付けること

## 絶対的に禁止される行為

絶対的に禁止されている行為の主な形態には、次のようなものがあります。

- 競争者間における価格協定
- 競争者間で特定の人や団体に対する供給を制限する協定（共同ボイコット、不正入札あるいは市場割当）
- 商品やサービスを転売できる最低価格の設定（再販売価格維持）
- 一定の抱き合わせに関する契約（抱き合わせ販売）

上記のような行為や契約をしようと試みることで、TPA違反となります。

かかる禁止規制は、ACCCによって厳しく施行されており、違反に対する罰金は極めて高額です。罰金の最高限度額は、企業の場合、1,000万豪ドルもしくは不法行為から得た利得の3倍の金額、あるいは関連市場での売上高の10%の3つの中で、最も高い金額が罰金として課せられます。個人の場合は、50万豪ドルですが、かかる金額は個々の違反事例に対して課される限度額ですので、違反の事実が複数ある場合は、それぞれに対する罰金が重疊的に課せられるため、容易にこの限度額を超えることとなります。

最近通過した改正法案により、カルテル行為は刑事罰の対象となりました。これにより、カルテル行為により有罪になった個人は懲役刑の対象となることとなりました。一般的に、カルテル規制は、二者以上の競争者間における契約条項、取決めまたは共通理解に基づく以下の行為に適用されます。

- その一部または全部の者が販売する際に付する価格を決定すること（価格操作）
- その一部または全部の者が供給する商品またはサービスの供給量を限定あるいは制限すること
- 競争者間で顧客、仕入先または営業区域を割り当てること
- 不正入札を行うこと

カルテル条項を含む契約を締結する行為や効力を発生させる行為自体違法とされており、実際に当該カルテル条項に競争上の効果があったかどうかは問題ではありません。

一定の行為が刑事罰の対象になるか否かは、カルテル行為に関する当事者の認識によります。刑事訴追のためには、以下の事項について合理的疑いを超える証明が必要です。

- カルテル行為
- カルテル行為についての認識。これが認められる例としては、競争者間で契約が締結され、かかる契約の条項に価格操作の効果があると認識している場合が挙げられる。その行為が不正あるいは不法であると理解しているかどうかは問題にはならない。

### 競争制限的な目的または効果のある行為

市場における競争を制限する目的または効果を持つ場合に限り禁止される行為は、多岐にわたっています。かかる行為には、以下に挙げるものを含みます。

- かかる競争制限的な目的または効果のある契約、取決め、または申し合わせ
- 商品やサービスを特定の者に対して独占的に供給するような取決め
- 一定の抱き合わせに関する取決め

すなわち、一定の営業区域における独占的な協定、製品供給先の制限、そして競争相手の製品を購入しているという理由で供給を拒否することなどはかかる禁止に該当します。

絶対的に禁止される行為でも、競争制限的な目的がある場合にのみ禁止される行為でも、競争制限の弊害を上回る公益が存在するような場合には、許容される可能性があります。かかる適用除外を受けるためには、公的な手続を経る必要があります。当該行為に伴う競争制限的効果と公益についてACCCによる審査を受けなければなりません。

## 合併規制

TPAは、資産または株式の買収が、オーストラリア全体または一定の州や準州の重要な市場における競争を大幅に制限する効果を持つか、あるいはそのような効果をもたらす可能性があるような場合には、かかる買収を禁止します。

オーストラリアでは、合併または買収の際に事前通知の義務はありません。しかし、ACCCには非公式な承認のプロセスがあり、合併当事者は、合併に対してACCCが差止命令の申立てを行うかどうかについて、ACCCの見解を探ることができるようになっています。ACCCは、以下の両方に該当する案件について、当事者がACCCに対する通知を行うことを奨励しています。

- 合併当事者同士の商品が互いに代用可能かあるいは補完可能である場合
- 合併企業の合併後の市場占有率が関連市場において 20 パーセントを超える場合

ACCCの「合併ガイドライン2008」は、合併・買収案件を審査する際にACCCが適用する分析・評価の枠組みについて概説し、ACCCの判断材料となる要素についてのガイダンスを提供しています。

ACCCは、合併の影響を審査するにあたり、以下のような様々な要素を考慮します。

- 輸入競争の実際または想定上のレベル
- 参入障壁の高さ
- 市場における集中のレベル
- 市場における競争相手の競争力
- 合併企業が大幅な価格の値上げを行い、それを維持する能力
- 市場における代替の入手可能性とその程度
- 技術革新、成長、集中、または製品の差別化に関する市場の変化の激しさ
- 市場での垂直的統合の性質と程度
- 買収により、活力のある実質的な競争相手が排除されることになるかどうかということ

ACCCに合併プランを事前に承認してもらうよう打診することは珍しいことではなく、その手続は機密を保って行われます。しかし、ACCCは、かかる取引が公になった段階で市場調査を行う権利を留保するのが通常です。その意味では、かかる非公式の承認の効力は限定的なものです。ACCCは、合併審査手続に関するガイドラインを定めています(2006年7月1日発効)。このガイドラインは、ACCCによる合併審査の決定理由の記載やスケジュールの公開などを定め、手続の透明性を高めています。

オーストラリア政府は、この分野を専門的に扱うオーストラリア競争審判所への控訴権が制限される任意で利用できる公式な合併審査手続を新たに導入しています。さらに、競争制限の弊害が予想されたとしても、公益に基づいて合併の承認を得ることは可能です。承認については、ACCCが直接オーストラリア競争審判所に申請することができます。

## インフラストラクチャーの開放に関する規制

オーストラリアは、通称「不可欠な設備」(essential facilities)と呼ばれることもある、国にとって重要なインフラストラクチャーの開放に関する様々な法定の仕組みを導入しています。

オーストラリアには、TPAに基づくインフラストラクチャーの開放に関する一般的な規則のほかに、特定の成文法令と業界規則に基づく産業特有の特別規則があります。産業特有の制度に関しては、次の産業が特に規制されています。

- 電気通信
- ガス
- 電気
- 水道
- 鉄道
- 空港
- 郵便

各制度にみられる政府の介入の程度は、さまざまです。例えば、電気通信と電気の制度は、規制されているサービスの点でも、業界団体へ課される規制の強度の点でも、最も介入色が強い制度です。

## 誤解を招く、あるいは人を欺く行為、および極めて不当な行為

企業は、誤解を招いたり、人を欺いたりする行為、またはそのような可能性がある行為をしたり、虚偽の表示をしたりしてはいけません。そのような行為によって不当に扱われた者には、損害賠償請求権が与えられ、さらにその他の強制的な救済手段に訴える権利が与えられる可能性もあります。

かかる法の規定は、誤解を招くような広告や、契約前の交渉を含め、幅広い事例に依拠して規定されています。ACCCは、一般消費者向けの広告を絶えず監視しています。

また、かかる法の規定は、すべての事情を考慮して「極めて不当な」と認められる取引上または商業上の行為を禁止しています。何が「極めて不当な」行為に当たるかは、以下の例を含む諸般の事情を考慮して決められます。

- 当事者の相対的な交渉上の立場。
- 課された条件が正当な利益の保護のため合理的に必要なものといえるかどうか。
- 欺かれたと申し立てる当事者が、関連文書を理解することができたか。

- 同等の商品やサービスを他の供給者から受領したとしたら課せられたであろう条件。
- 当事者に対し、過度の影響や圧力がかけられたかどうか、または不当な策略が使用されたかどうか。
- 業界の規則や規約。
- 当事者がどれだけ誠実に行動したか。

## 原産地表示

TPA には、原産地表示に関するいくつかの規定があります。原産地表示は、すべての製品に絶対必要なものではありませんが（ただし、食品、医薬品、電磁放射線を放射・受信する機器やレーザーを含む機器（多くの家庭用電化製品を含む）のようなその他の製品は、特定の規制があり例外とされます）、表示を行う場合はかかる規定を遵守しなくてはなりません。

例えば、ある商品が「オーストラリア製（Made in Australia）」であると表示する場合は、かかる商品がオーストラリアで「相当程度、作成または変更された」ものである必要がありますし、またかかる商品の生産費や製造費用の 50 パーセント以上がオーストラリアで発生したものである必要があります。商品がある国の製品（例えば「X 産（Product of X）」）と表示するには、商品のそれぞれの重要な原料や成分が表記された国から来ていなければいけませんし、またすべて（またはほとんどすべて）の生産や製造の工程がその国で行われていなければなりません。また、例えば、商品が「オーストラリアで作られた（Australia Made）」ということを示すために使われるマークなど、原産国を示す意図で商品に使われるシンボルマークの使用に関する規制もあります。

## 製造物責任

オーストラリアでは、この20年間で、製造物責任訴訟の数が飛躍的に増加しました。これは、国民全体の消費者権利意識の向上、消費者監視団体の活動、そして消費者側の原告弁護士がますます積極的に活動していることなどの結果といえます。また、この流れは、注目を集めたいいくつかの訴訟によっても促進されてきました。例えば、食品汚染訴訟、医薬品や医療機器の集団訴訟、アスベスト訴訟などがあります。

また、法律面でも進展があり、欠陥商品により損害を受けた原告または原告団が権利主張する場合の法的手段が増えたことも見逃せない要因の一つです。このような法律面の進展には、集団訴訟手続の導入や、欠陥商品に対する無過失責任制度の導入などがあります。

### 製造物責任訴訟の提起方法

オーストラリアの製造物責任訴訟は、通常は、連邦裁判所、または州もしくは準州の最高裁判所もしくは地方／郡裁判所で提起されます。重要な訴訟のほとんどは、各州の州都にある裁判所で提起されるのが通常です。シドニー、メルボルン、ブリスベン、そしてパースなどは、複数の原告による製造物責任訴訟が提起される中心的な都市です。

オーストラリアの裁判制度は、当事者主義的な制度になっています。オーストラリアの法制は、英国の法律制度に由来しており、訴訟の運営、訴訟手続、そして証拠に関するルールなどは、米国よりも英国の裁判所のルールと共通点が多いものです。その結果、オーストラリアと米国とでは、訴訟手続について、以下のような多くの根本的な違いがあります。

- オーストラリアでは、審理前の宣誓証言の手続（depositions before trial）はなく、書証の証拠開示の手続（係争中の問題を裁定するための証拠書類の提出）により重点がおかれます。しかし、近年の民事訴訟改革案では、オーストラリアにおける宣誓証言手続の導入が示唆されています。
- 民事訴訟において、州や準州の最高裁判所では、陪審による裁判の規定がありますが、ビクトリア州を除くほとんどの州では陪審が使われるのは稀です。連邦裁判所には、陪審による裁判はありません。
- オーストラリアでは、勝訴当事者は、敗訴当事者から弁護士費用その他の費用を含む訴訟費用の一部を回収することができるのが通常です。

### 集団訴訟

オーストラリアは、北米以外では、活発さを増す集団訴訟の環境が世界で最も整った地域の一つです。米国のものと比べても、オーストラリアの法制は、いくつかの点で原告に有利なものとなっています。

連邦裁判所の集団訴訟手続においては、下記の両要素を有する同一被告に対する訴えについて原告適格を有する7人以上の集団を代表し、一人または複数の原告が訴訟を提起することができます。

- 請求原因が同一、類似、または関連した状況で生じたこと。
- 法律または事実の点で実質的に共通の争点があること。

このように開始される訴訟は「代表訴訟（representative proceeding）」と称されます。製造物責任訴訟において、集団訴訟を利用すると、欠陥商品を使用して損害を受けた人々が、すべての関連当事者を代表する形で、製造者に対して訴訟を提起し、一回の訴訟で事件を処理することが可能になります。

米国とは対照的に、オーストラリアにおいては、代表訴訟を迫行するために裁判所の許可を得る必要はありません。むしろ、当該訴訟を代表訴訟として迫行することは許さないとの命令を裁判所に求める被告側が、当該訴訟が代表訴訟の要件を満たしていないこと、または代表訴訟が適切ではないことを立証しなくてはなりません。かかる命令を得るのは容易ではありません。

1992年に（連邦に）集団訴訟制度が導入されて以来、かかる手続を利用した訴訟件数は飛躍的に増加しました。また、2000年には、ビクトリア州最高裁判所でも集団訴訟制度が認められました。また、ニューサウスウェールズ州最高裁判所にも連邦集団訴訟制度が導入されることが発表されています。その他の州や準州のほとんどでも、代表訴訟または集団訴訟の形態を許容していますが、現在のところ、連邦やビクトリア州の制度ほど包括的かつ手続として整備されたものではありません。

近年、集団訴訟は、株主集団訴訟、カルテル集団訴訟、金融サービス、ファイナンシャルプランナー集団訴訟などの様々な分野で提起されるようになりました。

### 訴訟に関する資金援助

集団訴訟においては、ビジネスの一環として、訴訟に関する資金援助を行う例が増加しています。歴史的には、訴訟に関する資金援助は、「（利益分配の特約の付いた）訴訟援助」と呼ばれる性質を帯びていたため、合法的な行為ではありませんでした。しかし、現在では、多くの州で、訴訟援助という不法行為の形態は廃止され、民事上も刑事上も違法な行為ではなくなりました。これは、第三者による訴訟資金援助は、それがなければ訴訟を利用できない原告に対し、訴訟を利用する機会を与えていると考えられるようになったからです。

しかし、いずれの州においても、その資金援助が実質上訴訟手続の濫用とみなされた場合、裁判所はかかる代表訴訟を停止または却下することができます。2006年8月に、オーストラリアの連邦最高裁判所は、訴訟に関する資金援助は、それ自体手続の濫用や公序に反することにはならない、という決定を下しました。この決定により、資金援助を受けた訴訟、特に株主や金融サービス関連の訴訟が増加しました。

市場には既に専門的な資金援助業者が数多く存在しています。IMFは、オーストラリア証券取引所にその種類として初めて上場された、豪州最大の訴訟資金援助業者です。IMFは、請求額が200万豪ドルを超える訴訟に関して資金援助やその他のサービスを提供しています。

## 法的責任の根拠

製造物の品質に関する法的責任は、下記の三種類の豪州法を根拠に発生します。

- オーストラリア消費者法（ACL）
- 契約に関するコモン・ロー
- 過失責任に関するコモン・ロー（現在はほとんどのオーストラリアの法域で部分的に成文化されている）

## オーストラリア消費者法（ACL）

2011年1月より、オーストラリアは、各州、準州及び連邦レベルの全てに適用される新しいオーストラリア消費者法を持つこととなります。

この新しい法律は、既存の取引慣行法（TPA）の消費者保護規定をベースに、州・準州法における最優良事例（ベストプラクティス）を参考に変更が加えられたものです。具体的には、不当契約条項の統一規定、製品安全に関する新たな統一的・規制的枠組み、新たな罰則、規制権限及び消費者救済策が盛り込まれています。

消費者保護に関する規制は、以下の四つの大きなカテゴリーに分けることができます。

- 製品安全性の法規は、強制的な消費者安全基準、製品情報や製品の自主回収の通知、製品の強制回収の命令権を規定するものです。また、かかる法規違反により損失や損害を生じさせた場合には、被害を受けた消費者は損害賠償請求を行うことができます。
- 取引や商業において、企業が、誤解を招いたり、人を欺いたりするような行為を行うことを禁ずる規定。この非常に広範な規定は、その規定に違反した場合、人身傷害や死亡以外の損害を受けた人に対して様々な救済方法を付与することができるもので、これにより企業の行為規範が形成されています。（物的損害または経済的損失の賠償を請求するための）ほとんどすべての製造物責任に関する訴えは、製品の製造者、輸入者、または販売者が、誤解を招いたり、人を欺いたりするような行為をとったという主張を含んでいます。ケースとして多いのは、問題となる製品が有する危険性について消費者に対して十分な警告がなされていなかったというものです。
- 欠陥商品の製造者に対して直接賠償請求ができる法定の権利。この法定の賠償請求は、契約上の保証違反に対する請求と似ています。適用範囲は、一般消費者用の商品に限定されています。この規定により、製造者や輸入者は、製品の品質、目的適合性、そして製品に関する説明が正確であることを保証することが義務付けられています。
- 欠陥商品の製造者に対する法定の無過失責任制度。すなわち、欠陥商品により損害を受けた人は、その製造者側に落ち度があることを証明しなくても、その商品の製造者から損害賠償を受けることができるということです。ちなみに、消費者期待度テストで製品の安全性が一般の人々が期待する程度に至っていないと判断された場

合は、かかる製品は欠陥製品であると判断されます。この規定は、概して、EC 製造物責任指令をベースに作られています。オーストラリア法は、製造物責任における人身傷害に関する損害賠償請求に制限を設けています。

### 契約に関するコモン・ロー

製品が、製造者から小売業者に、そして小売業者から消費者に供給された場合、契約の当事者となる二者間には契約関係が生じます。州および準州の商品販売法に基づき、商品供給契約には、製品の品質に関する黙示の保証条件が含まれています。場合によっては、これらの条件を除外または変更できない可能性があります。もし、かかる黙示の条件に対する違反があった場合、製品を購入した側は、契約違反に基づいて訴訟を起こすことが可能です。また、ACLの下では、受け入れられる品質（acceptable quality）に関する法定の保証が商品の供給について与えられています。

### 過失責任に関するコモン・ロー

過失による不法行為に関するコモン・ローは、オーストラリアの法制度上、製造物責任訴訟における重要な法的権利および救済方法の根拠として機能し続けています。かかる過失責任に関する法に基づくと、以下の三つの要件を満たす場合に、製造者への損害賠償請求が可能です。

- 製造者（被告）が、原告に対し、法律上の注意義務を負っており、
- 被告が、法が要求する注意の基準を満たさず、よってかかる注意義務に違反した結果、
- 被告が、かかる義務違反に基づき損害を受けた場合。

オーストラリアでは、製品を購入または使用した者に対して、製品の製造者がより広範な注意義務を負い、製品の供給者がより制限された注意義務を負担するということが、一般的な法として確立しています。コモン・ロー上は、製造者は、製品の設計、製造、安全、および販売について考慮する際、合理的な範囲で、使用する者のことを想定し、注意を払うべきであるということになっています。

供給者は、欠陥商品を提供しないようにする義務や、特定の商品について警告を発する義務を負っています。裁判例には、制定法上の義務を準用し、供給者に実質的な無過失責任を課したものもあります。

2003年に、人身傷害の賠償額の大きさと、より高額になる保険料に対する社会一般の懸念に対応して、州および準州政府は、広範囲にわたる民事責任に関する法律の改正を行いました。この改正により、裁判で認められる損害賠償額が制限されただけでなく、原告側にとって、過失に基づく人身傷害賠償請求を提起することや勝訴がしづらくなりました。

かかる改正は、各州や準州によって微妙な違いがありますが、概ね次のような内容になっています。

- 過失責任に関する法を部分的に成文化する。

- 一定の種類請求に関して特別の抗弁を創設する（アスベストあるいはその他の塵肺関連のケースを除き、製造物責任はかかる特別の抗弁が適用される種類の請求には含まれていない）。
- 裁判所で認められる損害賠償額に上限や制限を設ける。州や準州によっては、訴訟前の紛争解決手続の利用を義務化したところもあります。

かかる改正に関して、よく議論されている論点の一つは、過失責任に関する法の一部の成文化が実質上法律を変えたかどうかということと、もしそうだとすれば実際問題として様々な分野において原告にとって有利になったのか不利になったかということです。現段階の司法判断は、責任の範囲を限定する傾向にあります。この改正の直接の効果は、人身障害賠償訴訟の件数が少なくなったことです。この傾向が長期にわたって維持されるかどうかは定かではありません。幾つもの法改正の提案がなされており、中には施行された場合に訴訟の数が増える可能性があるものもあります。

## 救済

金銭的損害や非金銭的損害のいずれに対しても、金銭による損害賠償が認められます。さらに、裁判所は、消費者保護規定の一定の違反および違反未遂の行為について差止命令を下すこともできます。裁判所には広範な権限が与えられ、違反に関与した者に対し、適切と判断する様々な内容の命令を下すことができます。

## 損害賠償

契約および過失責任に基づく損害賠償の算定と、法定の訴訟原因に基づく損害賠償の算定には、多くの法律上の違いがありますが、一般的には、製造物責任訴訟で勝訴した原告は、以下のような損害賠償を受けることができます。

- 苦痛や傷害に対する補償的損害賠償
- 医療費を含む傷害の治療や損害を受けた財産の修繕のために負担した費用に関する損害賠償
- 傷害や損害のため生じた得られるべき収入の減少に関する補償
- 将来の傷害の治療や損害を受けた財産の修繕のため発生する費用に関する補償
- 推定寿命の短縮または所得能力に対する継続的障害に関する補償

裁判所は、懲罰的損害賠償、罰則的損害賠償または加重損害賠償を命じることができます。ただし、これらの種類の損害賠償は、ACLに基づく訴えに関連するものには認められず、州や準州によっては人身傷害賠償を求める過失責任訴訟でも認められません。

過失による人身傷害の場合の請求に関し、民事責任の法改正は、損害の種類に応じて損害賠償可能額を制限しています。さらに、契約法及び法令は、裁判所に様々な（金銭賠償以外の）代替的な救済を命じる権限を与えており、製造者や供給者に対して被害者救済のための措置を取るよう命じることができるようになっています。

## 製品の回収（リコール）

製品の回収義務は、連邦および州の制定法とコモン・ローの両方に見られます。一般的な規定は、ACLに規定されており、例えば、食品、医薬品、医療機器、自動車など、特定の種類の製品に関しては、個別の規定がそれぞれ別の制定法に定められています。

コモン・ロー上、消費者製品の製造者と供給者には、製品が消費者に損害を与えることのないよう適切な注意を払う義務があります。この義務は、製品の製造と販売の時点だけでなく、その後も適用されます。製造者は、製品が市場に出たり、使用されるようになった後に、その製品の危険要素が明らかになったような場合でも、消費者に損害を与えないように適切な行動を取らなくてはなりません。

製造者は、どのような行動をとるか決定するに当たって、次の点を考慮する必要があります。

- 製品に関連して生じる可能性のある損害や危害の重大さ
- そのような損害や危害が起こる可能性
- 提示される救済策の費用、問題、および不都合

製造者は、かかる要素を比較考量しなくてはなりませんが、これは単なる費用と便益の問題ではないことを認識しておかなくてはなりません。第一に考えられなくてはならないのは、消費者の安全です。人が死亡していたり、重傷を負ったりしている場合には、製品を回収しなくてはならない十分な理由があると言えるでしょう。

州法は、故意の汚染行為または不正な改造等に関する報告義務を課している場合もあります。

## 消費者製品に関する規制

連邦および州・準州レベルの制定法により、消費者製品の構造、デザイン、表示に関して規制が課せられています。かかる法律は、安全面や情報面についての最低限の基準が定めてあり、これにより、人身傷害発生危険性を最低限に抑えること、そして消費者が十分な情報に基づいて商品について購買判断をすることができるようにすることを目的としています。

規制当局は、製品が法定の基準を遵守しているかどうかを確認するため、抜き取り検査をしばしば行っています。また、消費者や競争企業からのクレームを受けて、調査を開始する場合があります。

製造者、供給者、輸入者などがかかる規制を遵守しなかった場合、単に制定法に基づいた罰則を受けるだけでは済まないことがあります。例えば、輸入品が規制を遵守していない場合は、オーストラリアへの輸入自体が拒否されることもあります。また、規制を遵守しなかったために発生した損害について、消費者が個人的に法的処置を取ることもあります。このようなことが起きると、当然、弁護士費用や訴訟費用など本来は不要なコストがかかってくるだけでなく、企業の評判が落ち、競争企業に消費者を奪われる危険があります。

消費者製品を扱う企業は、かかるリスクを未然に防止するため、規制を遵守するための効果的なプログラムを作成・実施し、製品に潜むリスクをすべて認識するとともに、効果的にこれを管理していく必要があるといえるでしょう。

### 法律の複雑さ

消費者製品については、各種の法律に基づく基準が重疊的に適用されます。また、場合によっては、同じ製品を規制する手段が州によってかなり違うこともあり、また、具体的にある製品がどの法律の適用を受けるかを見定めること自体が難しい場合があります。さらに、一定の輸入品には、表示に関して特別な基準が適用されることがあります。また、その他にも、以前のTPAや現在のACLなど、より一般的・概括的な法律があり、これらの適用範囲を常に慎重に検討する必要があります。また、また、産業界の基準や実務規範が適用される場合もあります。

ACLの立法化により、既存の各州・準州の基準を全国で統一されたものにするためのプロセスが始まりました。将来的には、禁止命令や強制的な基準の実施は連邦政府によってのみなされるようになるでしょう。

さらに、そもそもある製品を制定法に基づいて分類することが容易にできない場合には、さらに難しい問題が生じます。例えば、化粧品と医薬品の境目（また食品と医薬品の境目）にある製品の場合、二つの製品の成分が似ていてもその機能が違う場合、適用される法律自体が異なり、適用される規制の基準が全く違うものになる可能性があります。このような微妙なケースの場合、製品の体裁、提案されている使用法、製品を市場に売り出す際の広告内容などの要素が、製品の分類に影響を与えることとなります。

## オーストラリア規格

オーストラリア規格は、一般に任意のものであり、法律で特に準用されていない限り、規格そのものに拘束力はありません。ただし、規格の多くは、州・準州および連邦の法律で準用されており、遵守が義務付けられています。オーストラリア規格は、例えば、ある特定の製品につき、その性能特性、構造、製造方法、製造過程、組み立て、包装に関し、一定の規則を遵守するよう要求しています。また、商品によって、消費者に提供する情報の種類を規定している場合もあります。

現在、合計2,400ほどのオーストラリア規格が、制定法に準用されています。場合によっては、規格に準拠していることを示す第三者機関による認証が必要になることもあります。例えば、電気安全法では、トースターやヒーターなどの一般的な家庭用電化製品について、関連するオーストラリア規格の準拠、認証の取得、その認証マークの標示などが義務付けられています。

また、オーストラリア規格は、TPAやACLにおける強制的な消費者製品規格の基準としても使用されています。これらの法律によりオーストラリア規格の遵守を義務付けられている製品には、自転車（性能および安全上の基準）、子供用寝間着（デザインおよび生地仕様、表示の基準）、サングラス（性能および安全上の基準）などがあります。

制定法に準用されている規格を遵守しなかった場合は、刑事上の犯罪を構成します。任意・強制を問わず、規格に準拠しなかった場合は、民事上も、過失の証拠にもなったり、製品に欠陥があること、または使用目的に適合していないことの証拠にもなり得ます。

## 危険な製品

製品に含まれる成分が、その化学的特性のゆえに身体や環境に害を与えるおそれがある場合、その製品には法律による厳格な規制が課せられます。例えば、有毒物質を含む家庭清掃用品や医薬品などがこれに該当します。このような製品の保管、取扱い、運送、包装、表示、広告を規制する法律があります。法律による規制の水準は、提案された使用法、有効成分の性質、製品に含まれる有効成分の分量などの幾つかの要素に左右されます。

毒物の表示や包装に関する基準の多くは、「医薬品・毒物統一表基準」で定められており、各種制定法に準用されています。この基準には、これらの製品に含められるべき使用法、注意事項、安全上の指示などの情報が定められています。特別な包装が要求される場合もあります（子どもが開けられない安全のためのキャップやふたなど）。

また、危険な製品に関する法律には、爆発性、毒性、可燃性、腐食性のある製品の運送、表示、および包装の仕方に関する基準も定められています。

## 特定の製品の登録

製品の製造者または製品自体について、登録が要求される場合がしばしばあります。オーストラリアで販売を開始する前に登録が必要な製品には、薬品・医薬品などがあります。薬品・医薬品の製造は、認可された製造者だけに認められています。また、薬品・

医薬品は、オーストラリア医薬品登録簿（Australian Register of Therapeutic Goods。"ARTG"）に記載または登録されていなければなりません。さらに、薬品・医薬品の製造、成分、取扱い、表示、広告に関して、それぞれ基準があります。

薬品・医薬品は、危険性のレベルや製品に関する広告内容に基づき、安全性および効能について検査が行われることがあります。医薬品の広告主は、包装や広告に使われる表示内容を裏付ける十分な証拠を保持している必要があります。また、特定の医薬品の広告を行う前に承認を得るための手続も、法律によって規定されています。

この他にも、登録が必要とされる消費者製品には、除草剤や殺虫剤など害虫を殺す化学製品や、化学肥料や一定のプール用化学薬品などがあります。こうした製品の供給を行う場合は、オーストラリア農薬・動物医局を通じ、予め申請を行う必要があります。また、これらの製品の表示に関しても、それぞれ規格があります。

## 食品

州・準州には、食品に関する制定法があり、食品の成分、包装、広告、表示に加えて、食品を扱う場所や設備の衛生などについて規制しています。

すべての州・準州で、オーストラリア・ニュージーランド食品基準法（Australia New Zealand Food Standards Code）が採用されています。この法律は、すべての食品の表示に関する基準を規定しており、一定の表現の使用を禁じ、また他の一定の表現についてはある一定の場合のみ使用できるものと定めています。例えば、健康や栄養に関する表示内容や、この食品は特定の食事療法用であるというような表示内容は、厳しく規制されています。これらの規制は、提案されている法改正の結果次第では、将来的にさらに厳しくなる可能性があります。

また、特定の食品に関して特に許可を得ない限り、食品添加物、ビタミン類、ミネラル類、特定の植物性薬品などの物質を食品に加えることは、原則として、禁止されています。これらの一般的な規制に加え、この食品基準法は、特定の食品に適用される規格や基準についても規定しています。また、新しい種類の食品や遺伝子組み換え食品などの食品は、安全性に関する厳しい検査を受けてはじめて販売することが可能になります。

## 商品の計量

州・準州の商品計量法においても、包装された食品や他の消費者製品の表示について特定の基準があります。これらの基準も全国で統一されています。この法律の基準は、特に免除されていない限り、販売のためにオーストラリアで包装される製品すべてと、オーストラリアで販売するために輸入される製品すべてに適用されます。またこの法律には、包装された製品の量目不足による違反の場合の罰則も規定されています。

## 広告内容

ACLは、一般に取引や商売にあたって、誤解を招いたり、人を欺いたりする行為を禁じています。また、TPAは、一定の虚偽の表示、例えば、ある製品が特定の規格、質、価値、等級、構造、様式・型式のものであるとか、特定の来歴があるとか、以前どのよう

に使用されていたかなどについて、虚偽の表示をすることも禁じています。

製品のラベルや広告の内容については、訴えを提起されることが多いため、これらの内容は必ず裏付けができるものである必要があります。規制当局は、広告内容についての証拠の提出を求めて実証通知書を発したり、また、広告内容に法律違反があると判断した場合には違反通知書（罰金）を発する権限があります。裁判所は、広告内容が誤解を招くものでないかを判断するにあたり、明示的および黙示的な表現が正確であるか、また全体的な印象が適格であるかなどの点を検討します。

# 不動産に関する法律

## 外国人による都市部での不動産取得

外国投資家によるオーストラリア都市部における不動産の取得は、承認免除の区分に該当しない限り、事前にFIRBの承認を受ける必要があります。都市部の不動産とは、（土地全体が実質的に第一次産業を行う目的のためだけに使用されている）「農村部の土地」を除くオーストラリアの不動産すべてをいいます。

承認の必要な不動産の取得には、（例外とされていない限り）以下のようなものがあります。

- 住宅用不動産（趣味用の農地、住宅用の農村部の土地も含む）
- 非住宅用空き地
- 5,000万豪ドル以上の開発済み非住宅・商業用不動産（規定の外国投資家（現在は米国投資家）の場合は、9億5300万豪ドル以上（2009年の場合。金額は毎年調整される）。あるいは、歴史的商業建造物に指定されている不動産の場合は500万豪ドル以上。ただし、取得者が規定の外国投資家（現在は米国投資家）ではない場合。）
- 宿泊施設
- 5年以上の住宅用または商業用の賃貸借契約（ただし、商業用賃貸借契約の対象資産については、開発済み商業用不動産および歴史的商業建造物に指定されている不動産に関する上記の最低基準価格が準用される。）
- 都市部の土地の収益の分配に関する契約（ただし、収益の分配に関する契約の対象となる資産について、開発済み商業用不動産および歴史的商業建造物に指定されている不動産に関する上記の最低基準価格が準用される。）
- 外国政府またはその代理人によって取得された不動産
- 都市部の土地が全資産の半分以上を占めるような会社の発行する株式、あるいはそのような投資信託のユニット（ただし、通常外国投資の承認を必要としない都市部の土地を所有する場合を除く。）
- 都市部の不動産に関するオプション

**承認の免除：**FIRBの承認が免除される場合が幾つかあり、この分野における外国人投資家による投資に対しては、開発済み住宅用不動産の場合を除き、比較的寛容に例外が認められています。

次のような不動産取得は、承認が免除されます。

- 永住ビザを保持する外国人が住宅用不動産を取得する場合
- 歴史的商業建造物に指定されている不動産の場合は500万豪ドル未満、それ以外の場合は5,000万豪ドル未満の開発済み商業用（非住宅用）不動産（宿泊施設を除く）の取得であって、かつ、取得者が規定の外国投資家（現在は米国投資家）ではない場合。また、それ以外の5000万豪ドル未満の不動産の取得（規定の外国投資家（現在

は米国投資家) の場合は、9 億 5300 万豪ドル未満 (2009 年の場合。金額は毎年調整される) )

- 開発済み商業用不動産を現状のまま直ちに産業目的・商業目的 (非住宅用) に使用する場で、かかる不動産が購入者の既存または計画中の事業活動に必要な場合
- タイムシェア方式の権利 (毎年最長で 4 週間以内) を取得する場合

なお、海外在住のオーストラリア国民が不動産を取得する場合や、外国人がオーストラリア国民の配偶者と共に (合有権者 (joint tenant) として) 購入する場合にも、承認が免除されます。

**通常承認される不動産取引:** オーストラリアの国益を害するものと認められない限り、承認免除の区分に該当しなくても、都市部の不動産取得は、通常、承認されます (あるいは、外国投資の承認なしに行うことができます)。

承認免除の区分に該当する不動産取得は、以下のようなものがあります (ただし、一定の政策上の制限があります)。

- 開発済み非住宅・商業用不動産を取得する場合
- 一時滞在ビザを持ちオーストラリアに一時的に在留する外国人、あるいはオーストラリアで事業を行う外資系会社が在豪勤務スタッフの居住用に開発済みの中古の住宅用不動産を取得する場合
- 一時滞在ビザを持ちオーストラリアに一時的に在留する外国人が住宅用空き地一区画または新しい住宅一区画を取得する場合
- 住宅用または商業用の空き地の取得で、24 ヶ月以内に開発のための実質的かつ継続的な建設作業が始まる場合
- 既存の住宅用不動産を再開発するために取得する場合
- 不動産開発者が海外と地元で販売活動を行っている場合において、新規住宅開発地における住居を取得する場合
- 総合観光リゾート内の住宅用不動産を取得する場合
- 一定の指定ホテルの区分所有 (strata-titled) の部屋を取得する場合
- 一つの所有権の下で運営されている宿泊施設事業で、施設内の不動産が短期的かつ商業ベースで使用されるものを取得する場合

**契約およびオークション:** 外国人によるオーストラリア不動産の取得に関する契約は、契約締結前に FIRB の承認を得た場合を除き、FIRB の承認を得ることが契約の効力発生要件となります。競売 (オークション) で不動産を購入しようとする場合は、入札を行う前に、事前に FIRB の承認を得ておく必要があります。

**クイーンズランド州の不動産:** クイーンズランド州の不動産を取得する場合は、FIRB の承認とは別に外国人土地所有権法 (1988 年制定。クイーンズランド州法) に基づく通知を行う必要があります。

## 先住権 (Native title) および文化遺産

1992 年以來、オーストラリアの裁判所は、オーストラリアのアボリジニー住民固有の法律や慣習で認められた土地の先住権が、ヨーロッパ人の入植後も存続してきた可能性があることを認めるようになりました。

裁判所は、存続してきた先住権と相反する土地所有権を新設する（例えば、所有権を付与する、または排他的占有権のある借地権を新設する）などの国の行為により先住権が消滅する場合や、特定の土地とアボリジニー人のグループや氏族とのつながりが失われたため先住権が消滅したとされる場合を除いて、先住権は存続するという判断を下すようになりました。

つまり、先住権は、国有の保護区、公園、森林、海岸地帯、その他の国有地をはじめとするオーストラリア大陸の広い地域にわたって存続している可能性があるということです。

連邦先住権原法 (NTA : 1993 年制定。連邦法) は、このようなコモン・ロー上の進展を確認・成文化したもので、先住権を認め、保護しています。また、この法律に基づいて先住権に関する国家登録制度が創設されました。

NTA の下では、先住権に影響を及ぼす政府の行為は、それが先住権に相反する限りにおいて、無効となります。ただし、当該行為（所有権や政府所有地の使用权の付与など）が NTA が規定する例外に該当する場合はこの限りではありません。例外に該当する政府の行為としては、公共のために運営される一定のインフラストラクチャーの建設や運営を許可する行為などがあります。

また、政府が、NTA の定める手続に厳格に従って、登録先住権者や先住権を主張する者として登録されている者に対して政府の行為について意見陳述の機会を与え、また場合によっては政府の行為について交渉権を与えた上で行う政府の行為も、かかる例外に該当します。

したがって、プロジェクト開発を行う場合、プロジェクトのために政府から付与される所有権や許可の有効性について疑義がないことを確認することが非常に重要です。

1998 年以降、NTA は、（前述の手続によらない）代替的な手続による政府の行為を認めています。これは、企業や開発業者の多くが利用しているもので、プロジェクト開発の早い段階で、先住権を主張する者として登録されている者との間で先住地使用合意 (Indigenous Land Use Agreement. "ILUA") を締結し、登録するというものです。登録された ILUA に従って行われる行為は、すべて有効となります。

ILUA で通常規定されるのは、神聖視される場所や重要な場所の保護、アボリジニーの当該グループ・氏族に関する重要な文化情報の交換、プロジェクト開発者によるグループ・氏族のメンバーの雇用、プロジェクト開発が先住権に及ぼす影響に対する補償金の支払いなどです。

アボリジニー先住権を認めるようになったのは、オーストラリアの不動産法における比較的最近の動きであり、エネルギー資源開発、鉱工業、インフラ開発などに関して避けて通れない課題となっています。ただ、通常、先住権の存在を主張する者との交渉を早期に開始すれば、先住権がプロジェクト成功の妨げになるほど大きな障害となることはありません。

連邦政府および各州・準州政府は、アボリジニーの文化遺産保護法も制定しています。大規模プロジェクトの場合、原則として、関係するアボリジニー当事者らと文化遺産管理計画（Cultural Heritage Management Plans）について交渉しなくてはなりません。かかる交渉もまた、プロジェクト開発の初期の段階で開始し、先住権問題の交渉と同時期に並行して行うべきでしょう。

## 環境法

オーストラリアの環境法および開発計画法は、過去に大きな変化を遂げてきており、現在もなお引き続き変化し続けています。連邦レベルおよび州レベルの両方、またすべての州・準州において、具体的には気候変動に対応した法など、常に新しい立法がなされる分野です。こうした新しい制定法や、行政当局による方針の変化（特に法律に基づく規制の執行に関する方針の変化）が相まって、この分野の法律が日常の事業活動に及ぼす影響は極めて大きなものになっています。

本来、環境法および開発計画法は、すべて州・準州が管轄する分野であり、連邦法は、限られた範囲で関与するに過ぎません。州や準州によって法律自体にかなりの相違があるため、類似の法律の解釈が大きく異なることがあります。

### 連邦法

連邦法は、国際条約に基づく国の環境保護義務を履行するために制定されるのが通常ですが、これ以外にも、例えば、事業活動が連邦所有地で行われる場合や、活動が国の環境に重大な影響を与えるおそれがある場合など、連邦の関与が必要となる場合に制定されることもあります。

主要な連邦法である環境保護・生物多様性保全法（1999年制定）は、環境、開発計画、自然遺産について、広く取り扱っています。また、計画された事業が、先住民の文化遺産に影響を与えたり、原子力施設の安全性に影響を与えたり、また一定の廃棄物の輸出入に関係すると考えられる場合には、他の特別の連邦法が適用されることがあります。

特定の事業や活動に対して連邦の環境法・開発計画法が適用される場合、連邦の法律は、事業が運営される州・準州の法律に基づく義務に加えて、常に重疊的に適用されます。

### 州・準州の法律

州・準州の環境法および開発計画法は、各州・準州によって規定の仕方や複雑性にかなりの違いがあります。現在のところ、ニューサウスウェールズ州法が最も包括的な法律であるといえますが、クイーンズランド州、ビクトリア州、南オーストラリア州、そして最近では西オーストラリア州などの各州の法律も改正され、オーストラリア本土の州では関連法令の統一化が急速に進められています。

一般に、州・準州レベルの環境法には、環境に対する侵害に対する様々な刑事罰規定があります。これには、環境汚染を防ぐ一般的義務に基づく場合もあれば、水、空気、土地の汚染や騒音公害など特定の規定違反の場合もあります。

また、環境法は、特定の事業または特定の活動を請け負う事業について、環境行政当局からの許認可を要するものとしています。一般に、こうした許認可を取得すると、一定の限度までの汚染につき事前に許可を得たものとみなされ、環境法の違反による刑事罰規定の適用を免除されることとなります。

ほとんどの州には、環境保護を担当する法定の監督機関があります。これらの機関は、許認可を行うにあたり、事業活動の方法を定めたり、場合によっては条件を付することによって事業者に一定の義務を課すことがあります。かかる条件の中には、課せられた環境基準を遵守させるために保証金を支払うよう要求するもの、または排出量取引制度に参加することを要求するものもあれば、事業活動により排出される汚染物質の量を基準に計算された認可料の支払いを要求するものもあります。

また、事業活動が、絶滅の危機に瀕する動植物、先住民等の文化遺産、環境保全、廃棄物、有害化学物質、危険物などに影響を及ぼす可能性がある場合、州・準州の特別法によってさらなる義務が課せられる場合があります。こうした特別法に基づく許認可がさらに必要になる場合もあります。

オーストラリアのほとんどの法域において、土地汚染の管理と責任に関する法律の導入が既に行われています。まず最初に責任を問われるのは、通常（必ずという訳ではありませんが）汚染の原因とみられる活動を行った者です。しかしながら、場合によっては、土地の所有者や使用者などのそれ以外の者が、土地汚染に対する一定の法的責任を負う可能性もあります。このことは、土地の取得や、汚染の可能性のあるオーストラリアの土地を所有する、または所有してきた企業に対して予期しない影響を与える可能性があります。土地が汚染されているかどうかは、その土地を特定の目的で使用する際の適格性にも影響するかもしれません。また、汚染の調査、改善、監視、管理の義務が発生する場合があります。

また、土地を使用したり開発したりする事業をオーストラリアで行う場合、ケースによっては該当する開発計画法に基づく承認を受ける必要があります。州・準州の開発計画法は、開発を実施する適切な方法について規制・管理する法律です。開発計画の承認を得るための要件は、土地の区分や事業の種類によって異なります。

また、新規の開発に関するインパクト・アセスメント（影響評価）過程の方法や内容は、州によって大きく異なります。アセスメントは、開発の種類によって、地方自治体もしくは州政府レベルで、または特定の法定監督機関により行われます。一定の状況では、連邦レベルでのアセスメントが必要になることもあります。

一般に、開発計画法には、一般市民のアセスメント過程への参加が定められていますが、関連機関が下した決定に対して第三者が裁判所に不服を申し立てる権利は制限的です。また、場合によっては、アセスメント過程の一環として、一定の調査、公聴会、独立した調査委員会の設置が行われる場合もあります。

開発計画の承認あるいは大規模インフラプロジェクトの承認には、常に開発の実施・運営の方法を規制する条件が付されます。かかる条件により、拠出金あるいはその他の形での貢献（土地の提供や生態系オフセットの実施など）が必要となる場合もあります。したがって、開発計画の承認に付随する条件が事業活動に非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## デュー・ディリジェンス（法的監査：Due diligence）

オーストラリアで事業を取得する場合や新規事業を開始する場合は、適用される州・準州または連邦の関連法令について正確に分析し、事業に伴う環境や開発に関連する義務や責任を的確に把握することが極めて重要になります。また、ビジネスを行う際に、環境および開発計画に関する法律に基づいて、可能性のあるリスクや法的責任についてもきちんと把握することが必要です。そのためには、適切な法的監査を行い、事業に伴う義務や責任、そしてリスクをきちんと知っておくことが大切です。

## 気候変動

今日まで気候変動の問題に対しては、国際的にもオーストラリアでも様々な対応が行われてきました。オーストラリアにおけるプロジェクトの計画承認にあたっては、生態学的に持続可能な開発の原則の下、プロジェクトから排出される温室効果ガスの影響が審査されるようになってきています。

オーストラリアが2007年12月に京都議定書を批准して以来、気候変動へ対応するための連邦レベルでの政策に大きな進展がありました。現在、様々なオーストラリアの法域において、発電・燃料用エネルギーの分野での温室効果ガス削減や、再生可能エネルギーの開発奨励に焦点を絞ったいくつかの計画が進行しています。現在、2010年7月1日開始の炭素汚染削減制度（CPRS）と呼ばれる国内排出量取引制度導入の提案が行われています。しかし、CPRS法案は、2009年12月にオーストラリア上院で否決されました。CPRSに基づく何らかの排出量取引制度の法案が成立する可能性は依然としてありますが、その開始日は遅れることになりそうです。

制度移行のための措置については未定ですが、CPRSは、既存の州ベースの制度に取って代わることになるでしょう。CPRSの対象は広く、森林伐採部門、一定の過去の廃棄物からの排出、農業部門を除く、豪州経済の全セクターにおける温室効果ガスの排出や除去を網羅することになります。

同制度は、定められた上限を超えた直接排出者、あるいは炭素燃料供給者などの間接排出者が対象となります。対象となった企業は、会計年度中に排出された温室効果ガスの「排出量」と同等の排出枠（AEU）を提出する義務を負います。必要な量のAEUを提出できない場合は、罰金の対象となり、不足分を翌年の排出量の負担に加えることで、義務の不履行を補う義務が生じます。

AEU割当の方法は、主にオークションによります。暫定的な措置として以下が提案されています。

- 初年度（2011-12年度）は、発行されるすべての排出枠について1単位あたり10豪ドルの固定価格とする。
- それ以降2012-13年度から2015-16年度までの4年間は、2010年3月時点のベースを1単位あたり40豪ドルとして、物価調整を行った実質ベースで年5パーセント増加させた金額を価格上限とする。
- 一定の石炭火力発電所や排出量が多く貿易依存度の高い産業（EITE産業）の支援のため、AEUの無償割当を行う。

同制度上の義務を果たすために提出することのできる京都議定書上のクレジット（CERやERUなど）には制限がありません。京都議定書に適合した森林再生プロジェクトは、AEUを得ることができる仕組みと認められる可能性があり、国内オフセットが提案されています。

固定価格または価格に上限のある排出枠を別にして、AEUのバンキングあるいは移転に制限はありません。しかし、今期の目標を達成するための、次年度以降の排出枠のローリング（前借り）には制限があります。AEUは私有財産であり、譲渡可能です。国の登録簿にアカウントがあれば、誰でもAEUを保有することができます。

CPRSの他に、連邦政府は新たな再生可能エネルギー目標制度も導入し、2020年までにオーストラリアの電力供給源の20パーセントを再生可能エネルギー由来のものにすることを目標にしています。また、2009年6月9日以降に設置される小規模な太陽光・風力・水力発電装置に対する「太陽光クレジット」の制度も導入されています。

炭素捕捉や炭素貯蔵プロジェクトを促進するための立法が連邦・州レベルで行われており、また、エネルギー効率取引制度を確立している州や、確立を目指す州もあります。

## 金融サービス

オーストラリアの銀行制度は洗練性と安定性を兼ね備えており、オーストラリア金融監督庁（APRA）によって注意深く規制・監督されています。

国内には、4大銀行（オーストラリア・ニュージーランド銀行、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウエストパック銀行）の他に、投資銀行や多数の地方銀行があります。主要な外資系銀行もオーストラリアに支店を設けています。銀行以外の金融機関（消費者信用組合、住宅金融組合、共済組合、金融会社など）も、オーストラリア銀行制度の枠組みの中で営業を行っています。

これら各金融機関は、オーストラリアのビジネスや消費者のため幅広い銀行・金融サービスや金融商品を提供しています。企業向けには、企業金融、プロジェクト・ファイナンス、金融派生商品（デリバティブ）、資産およびストラクチャード・ファイナンス、不動産・建築金融、公社債市場取引などを提供しています。消費者向けには、リテイル・バンキング、エレクトロニック・バンキングなどを提供しています。

### 外貨と国内通貨の報告義務

現金であるか国際送金であるかにかかわらず、オーストラリアから持ち出される通貨の金額およびオーストラリアに持ち込まれる通貨の金額について、特に制限はありません。ただし、金融取引報告法（1988年制定。連邦法）やマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（2006年。連邦法）により、特定の取引には報告義務が課せられます。

金融取引報告法の主な目的は、税の徴収や執行を強化することであり、とりわけマネーロンダリングの特定に焦点を当てています。マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法は、マネーロンダリングとテロ資金の取締りを目的としています。マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の規定は時間をかけて段階的に施行され、最初の規定（現金通貨や持参人払式証券の越境移動に関する報告義務等）が2006年12月に、最後の規定（顧客に関するデュー・ディリジェンスの強化に関するもの等）が2008年12月に施行されました。

金融取引報告法とマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に関しては重複する領域があります。

### 金融取引報告法（1988年制定。連邦法）

金融取引報告法では、主に、キャッシュ・ディーラーと呼ばれる個人または組織・企業に報告を義務付けています。キャッシュ・ディーラーには、金融機関、金融会社、保険会社、保険取扱業者、証券および金融派生商品取引仲介業者、ユニット・トラストの受託者や管理者、賭博機関などがあります。

同法に基づく主要義務の一つとして、キャッシュ・ディーラーは、以下を含む一定の取引について、オーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）への報告が義務付けられています。

- 疑わしい取引（キャッシュ・ディーラーが、脱税や税法もしくは他の法律違反に関連した取引、または犯罪による収益が絡んだ取引と疑うに足る合理的根拠を有する場合）
- 10,000 豪ドル以上（または 10,000 豪ドル相当の外貨）の現金取引

現在では、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に基づいて、かかる取引が報告された場合、金融取引報告法に基づく報告の必要はありません。したがって、金融取引報告法に基づく義務の遵守が引き続き求められている者は、主に、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に基づく報告義務のないキャッシュ・ディーラーのみとなっています。

### マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法

マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法により、オーストラリアにおいてマネーロンダリングの防止やテロ資金規制に関する新たな報告制度および規制枠組みが創設されました。同法が最初に施行されたのは2006年12月12日でしたが、同法の特定の規定の下で課せられる様々な義務については、その後二年間にわたり段階的に施行されました。

同法は、一定の「指定役務」を提供する「報告事業者」に対して義務を課しています。報告事業者とは、例えば、金融サービスセクターで業務を行う企業、賭博業者や貴金属業者などが挙げられます。連邦政府は、同法の適用を「専門的役務」提供者（不動産業者、会計士、会社役員等）にも拡大する意図を発表しましたが、同法の適用拡大の日程についてはまだ決まっていません。

指定役務には、現在、銀行口座の提供、融資の提供、売掛債権の買取、ファイナンス・リースの提供、割賦購入あっせん、為替手形の振出、約束手形や信用状の発行、その他多くの金融取引など広範な活動が含まれます。「指定役務」を提供する報告事業者に特に義務付けられているのは以下の行為です。

- 指定役務を提供する前に顧客の身元を確認することなどのマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（AMI/CTF）の遵守プログラムを実行すること。
- 特定の種類の取引や疑わしい取引に関して報告すること。
- 継続的に顧客に関するデュー・ディリジェンスを行うこと。
- 正確な記録を保存すること（記録保存義務の開始は 2006 年 12 月 12 日）。

AMI/CTF遵守プログラムに則り、報告事業者は、指定役務がマネーロンダリングを容易にするリスクを特定、軽減、管理することが要求されます。さらに、報告事業者は、顧客にほとんどの指定役務を提供する前に、顧客の身元を確認する義務を負っています。一定の場合、例えば、既存の顧客に関連して疑わしい事項が発生した場合には、顧客（あるいは顧客の代理人）の身元を再確認しなくてはならないこともあります。身元確認の作業は、信頼性の高い独立した文書もしくは電子データ、あるいはその両方を確認することにより行われます。また、顧客の種類に応じて、一定の最低限の情報を収集し、確認することが必要です。

また、報告事業者は、マネーロンダリングやテロ資金に関与したり、かかる行為を容易

にすることがないように、継続的に顧客に関するデュー・ディリジェンスを行うことも必要です。これには、顧客の身元情報の収集、複雑あるいは疑わしい取引を発見するための顧客取引の監視、マネーロンダリングのリスクが増した場合や疑わしい問題が発生した場合の顧客に関する追加情報の収集または確認等が含まれます。同法に基づく報告義務により、報告事業者がオーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）へ報告する必要のある情報は、以下の通りです。

- 疑わしい取引（例 脱税の可能性のある手続、偽名、テロまたは他の犯罪行為のための資金の使用）
- 10,000 豪ドル（または 10,000 豪ドル相当の外貨）の限度を超えた現金取引
- 国際的な資金移動の指示に関連した一定の指定役務

興味深いことに、同法は、同法遵守の努力が最大限になされていた場合、施行後15ヶ月間に限り起訴を行わない、という期間を設けています。同法に基づくいくつかの義務との関係では、これらの期間のほとんどは既に経過しています。残りの期間も2010年中には経過する予定です。

## 退職者年金

オーストラリアの使用者は、原則として、四半期ごとに従業員の給料・賃金の一部を、退職者年金法に従って設定された基金（適格退職者年金基金）へ納付します。現在、使用者が従業員のために納付している最低限の金額は、各従業員の通常の勤務時間の就労に対する給与（OTE）の9パーセントです。通常、従業員にはどの退職者年金基金にするのか選択する権利があり、また自らの退職者年金基金の積立金を、退職者年金基金間で移動させることもできます。

現在の退職者年金に対する法定の最低納付割合は9%と定められていますが、使用者・従業員ともそれ以上の納付を任意で行うことができます。こうした自主的納付は、従業員の雇用契約条件の一部として定めることも可能です。また、従業員は、自己の給与を減らして退職者年金へ追加納付を行うこともできます。2008年6月の時点で、オーストラリアにおける退職者年金事業者（退職者年金基金等）は40万以上、口座保有者は3,200万以上、運用する資産総額は1兆豪ドルを超える数字になります。この数字は今後もますます増え、2040年-41年までに運用する資産総額は8.6兆豪ドルにまで成長すると予想されています。

使用者が最低限の納付義務を果たさない場合は、退職者年金保証税（SGC）と呼ばれる特別税が使用者に課せられます。

基金への積立は法定の義務ではありませんが、SGCがあるために、退職者年金基金への積立の方が、使用者にとってはよりコストのかからない選択肢になっているのです。

また、適格退職者年金基金の課税所得に対しては、15%を上限とする優遇税率が適用されることも忘れてはなりません。基金が所有する株式や証券の売却益などを含むキャピタル・ゲインについては、その資産が12ヶ月以上所有されていた場合、10%の税率が課せられます。政府は、さらに、使用者や実質的自営業者が退職者年金基金へ納付した金額分の所得控除を認めています。

退職者年金基金の加入者は、通常、一定の最低年齢になるまでは退職金を利用することができません。この年齢のことを、（年金積立て）保持年齢（preservation age）といいます。1960年7月1日より前に生まれた人の保持年齢は、55歳です。

1960年7月1日から1964年6月30日までに生まれた人の保持年齢は、段階的に60歳まで引き上げられます。1964年6月30日より後に生まれた人の保持年齢は、60歳と定められています。非課税の退職者年金基金から60歳以上の加入者への支払いは、非課税となります。これは、加入者が退職者年金の受給を60歳になるまで待つことを促しています。

## 保険とリスク管理

損害保険会社や生命保険会社は、オーストラリア国内で保険業を営むために、各々の法律に基づいて認可を受ける必要があります。いずれも、オーストラリア金融監督庁（APRA）により、常に自己資本比率と支払余力（ソルベンシー・マージン）の維持義務、そして一定の報告義務が課せられており、事業運営の方法も、市場活動や保険契約業務を規制する法律によって厳しく規制されています。保険会社が小口顧客に対して金融サービスを提供する場合は、オーストラリア金融サービス免許（AFSL）の取得も義務付けられます。

保険代理店も、オーストラリアで営業するためには、AFSLの取得が義務付けられています。

再保険会社も、オーストラリア国内で営業するためには、認可を受けることが義務付けられています。保険会社と同じく、自己資本比率と支払余力の維持義務、そして一定の報告義務を課せられていますが、各契約に対する規制は保険会社の場合と比べると大幅に軽減されています。「契約条件確定」のルールが適用されますが、英国と比べるとオーストラリアの再保険に対する適用は、その適用範囲が大幅に限定されています。主要な国際再保険会社の多くは、オーストラリアからの受再保険を引き受けています。ただし、APRA規制下にある出再保険会社によるAPRA規制下でない海外の再保険会社への出再保険に関しては、最低資本要件（MCR）を計算する際に、APRA規制下にある出再保険会社に追加の資本負担（capital charge）が課せられます。

オーストラリアの保険・再保険市場は、小規模ながらも競争率が高く成熟しており、オーストラリア国内で保険を必要とする企業は、数多くの大手国際保険代理店各社の中から選択して利用することができます。オーストラリアの保険法は、ほとんどの場合、親会社専属の保険子会社（キャプティブ保険会社）を市場の保険会社と同様に扱っています。しかし、APRAは、キャプティブ保険会社について、個別の事案に応じて規制を緩和する場合があります。

代替的リスク移転の手法も利用されており、大手保険会社が適切なリスク管理技術に関する専門的なスキルを提供しています。

リスク管理の分野は高度な発展を遂げており、顧客は世界トップレベルのスキルを利用することが可能です。また、高いスキルを有し、厳しい規制に服しています。保険を含むリスク管理は、多くのオーストラリア産業において法定の必要条件になっています。保険業界自体もその例外ではありません。

現在の業務リスク管理のオーストラリア基格は、AS/NZS 4360:2004であり、最後にアップグレードされたのは2004年のことです。

## 金融サービス改革

オーストラリアは、金融サービス業の規制改革の分野で、世界の中でも主導的な役割を演じてきました。最近では、オーストラリア政府が2001年に金融サービス改革法（連邦法）を制定しましたが、これは、2004年3月11日から会社法に対する改正という形で施行されています。

この改革により、金融サービス業界におけるいくつかの分野に新たに規制が導入され、これにより金融セクター全体が一貫した規制を受けることになりました。この金融サービス改革により、以下の内容が実施されます。

- 金融商品についての助言、運用型（managed）投資スキームの運用、またはその他の金融関連商品（株式、社債、運用型ファンドの利息、退職者年金、貯金商品や金融派生商品（デリバティブ）など）の売買などの金融サービスを提供する事業者に対する一貫した免許制度の導入（従来は、オーストラリア国内の金融サービスの規制は、金融商品ごとに別々に行われていました）。
- 金融商品市場（株式や先物取引など）を運営する事業者や、清算・決済機関を運営する事業者に対する一貫した免許制度の導入（従来、これらの市場を運営する事業者については、担当大臣に申請して承認を得るという形での規制のみが行われていました）。
- 小口顧客を対象に金融商品を販売・勧誘する業者を特に対象とした、トレーニング、運営能力、その他の行為準則などに関する統一した基準の導入。
- 本改革の対象となる商品・サービスに関する統一した販売・開示制度の実施。

本改革の目的は、以下の事項を促進させることにあります。

- 金融市場や金融商品に関するより効率的かつ柔軟な制度の確立
- 金融商品市場の公平性と透明性の確保
- 金融サービス業者の公正性、誠実性、専門職業意識の確立
- 清算・決済機関による公正かつ効率的なサービスの提供
- 清算・決済機関同士の競争を妨げる法的障壁の除去
- 金融サービス業界の法的安定性および金融システムに対する消費者の信頼の確保

金融サービス業に関する各種の免許は、種々の条件を付して与えられるのが通常です。また、一旦免許が与えられると、法定の様々な報告義務や顧客に対する義務が課せられます。海外の金融サービス業者がオーストラリアの大口顧客専用の金融サービスを提供する場合、一定の条件を満たす外国の事業者に限って免許取得が免除される場合があります。これは、オーストラリアの事業者に対する規制と同等の規制が外国事業者の母国で課せられていることが前提となります。こうした改革は、国際的に注目を集めており、「革新的」と考えられています。香港やシンガポールなど他国もこの改革を注視

しています。同じく、米国、カナダ、英国も、今回の金融サービス改革法の基礎となったオーストラリアのWallisレポート（1997年）の意義を認識し、その趣旨を自国の改革に反映しています。したがって、これらの改革が、全国、そして世界に大きな影響を与えたことは明らかです。

## 運用型（Managed）／集団投資スキーム

オーストラリアの運用型投資業界は、急速な成長を続けています。オーストラリアは今や世界第4位のファンド市場となり、その運用型ファンド市場は、世界金融危機にもかかわらず2009年3月には連結総資産で1.2兆豪ドルを超えました。オーストラリアのファンド市場は、日本を除いたアジア太平洋地域では最大で、米国に次ぎ洗練されたリテール向けファンド運用市場であるとされています。運用型ファンドや退職者年金基金等のオーストラリアで運用されている資金は、1994年以来、約9000億豪ドル（年10%）増加しました。今やオーストラリアは、一人当たりの運用資金水準が世界で最も高い国となっています。

オーストラリアの資金運用プールの規模、そして政府が義務付ける退職者年金制度に活気づけられた市場の目覚ましい成長による期待から、グローバルな企業がオーストラリアで営業を開始するケースが増加しています。実際、ここ数年の間に、特に米国から、数多くのグローバルなファンド運用グループがオーストラリアで営業を開始しています。このような国際的企業の進出は、国際的なファンド商品に対するオーストラリア国内の高い需要にも支えられています。この高い需要は、オーストラリアの運用型ファンドの保有資産に占める海外資産の割合の高さ（20パーセント近く）にも表れています。

オーストラリアには、高度な技術や専門知識を持つ人材が集中しており、アジア太平洋地域内におけるファンド運用の中核となっています。また、このことは、グローバルなファンド運用企業がオーストラリアで営業を開始する際のさらなる魅力ともなっています。豪州金融サービス・セクターの国際競争力を高めるため、オーストラリア連邦政府は支援を拡大しています。また、そのための産業や政府の取り組みも継続して行われています。

オーストラリアでは、集団投資の手段を、運用型投資スキーム（managed investment schemes）と呼んでいます。運用型投資スキームは、様々な法形式をとっており、そのうちのいくつかは単なる契約型のスキームで、ある一定の状況が起これば投資者が利益を受け取るという個人的な約束をプロモーターが投資者に対して行うものです。これに対し、最も一般的な投資スキームは、ユニット・トラストです。ユニット・トラストでは、従来型および代替型の各種の資産クラスを対象にした商品が準備されており、例えば、資産そのもの、資産証券、エクイティ（国内および国外）、現金、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、インフラストラクチャーなどを対象にしたものなどがあります。

運用型投資スキームとは、複数の投資者が資金を提供し、その資金をプールするか共通の事業に投資することによって各投資者が金銭的利益を得ることを目的とした仕組みです。株式や社債と比べて運用型投資スキームが決定的に違うところは、投資者自身にはスキームの日々の運用について権限がなく、運用をプロの運用業者に任せることになっている点です。運用型投資スキームの運用を行う場合は、そのための金融サービス業

免許が必要です。この免許を取得するためには、財務的な条件を満たすと共に、いくつかの一般的な条件を満たしていることが求められ、申請者は能力、学歴、そして経験について最低限の基準を満たしていることが必要とされます。上記の免許取得に加え、運用型投資スキームの持分が小口ベースで販売される場合は、原則として、当該運用型投資スキームを登録することが必要になります。ただし、運用型投資スキームの持分がオーストラリアの大口投資家のみで販売される場合は、登録は必要ありません。

小口投資家と大口投資家ははっきりと区別されており、大口投資家と分類されない限り、小口投資家とみなされます。一般に、大口投資家とは、機関投資家、または個人でも規模の大きい投資を行う知識と経験が豊富な投資家をいいます。

登録を必要とするスキームは、会社法の規定を遵守する必要があり、各種の厳しい規制が課せられます。会社法に基づき、運用型投資スキームは、責任ある公開会社によって運営されなければなりません。責任ある公開会社のみが、信託の受託者と運用業者の役割を兼ねることができるのです。かかる法人は、運用型投資スキームの運営について、投資家および監督機関の双方に対して責任を負っており、したがって会社法が定める様々な義務を遵守することが求められています。かかる義務には、常に投資家の最善の利益を図るよう行動する義務、および適切な注意を払って行動する義務が含まれます。

海外の資産運用業者がオーストラリア市場への参入を希望する場合、様々な方法があります。多くの場合、海外の資産運用業者は、オーストラリア国内でオーストラリアの法律に従ってファンド運用会社を設立し、国内の資産運用業者と同じ条件で営業しています。別の方法として、海外で設立された投資スキームを、オーストラリアにおいて大口投資家のみに対して、または大口および小口の投資家に対して、直接販売することも可能です。

しかしながら、海外の投資スキームを国内で直接販売する場合、大口投資家のみを対象にする場合は一定の会社法規定の適用除外を受ける必要がありますが、これを受けられるのは特定の国で規制を受けている運用業者に限られています（例：英国、米国、シンガポール、香港など）。また、小口投資家を対象とする場合は、大口投資家を対象とする場合よりも適用除外の範囲はさらに限られており、海外の投資スキームや運用業者に対するオーストラリア法の規制は避けられません。

一般には、海外の資産運用業者は、オーストラリアの免許業者との間で戦略的な提携を結ぶことにより、オーストラリア法による規制を最低限に抑えつつ、オーストラリアの小口投資家を対象とした販売を行うことを可能としていることが多いようです。

海外の資産運用業者がオーストラリアで営業を行う場合、海外の集団投資スキームや資産運用業者に対する規制がかかってくるほか、外国企業としての登録を行い、現地における代理人を任命することが必要になります。これらの規制は、オーストラリアで営業する海外の資産運用会社が、自らの海外の投資スキームをオーストラリアの投資家に対して積極的に広告・販売する場合に適用されます。

## クレイトン・ユッツ法律事務所について

クレイトン・ユッツ法律事務所は、オーストラリアにおいて最大規模で最も成功を収めている法律事務所の一つです。当事務所の高い能力を有する意欲的な弁護士陣は、シドニー、メルボルン、ブリスベン、キャンベラ（首都）、ダーウィン、パース及び香港の事務所で執務し、堅実なビジネス・リーガル・アドバイスを提供してきた実績があります。このために、クレイトン・ユッツ法律事務所は、信頼の厚いリーガル・アドバイザーとして、多くのクライアントに選ばれています。

当事務所は、国際的に経験豊富なパートナー弁護士のチームを擁し、世界各地の一流法律事務所と強固な関係を築いています。また、世界をリードする著名な法曹団体の会員でもあります。ですから、当事務所のクライアントは、世界中のどこでビジネスを行っても、最善のリーガル・アドバイスとサポートを得ることができるのです。

クレイトン・ユッツ法律事務所は、オーストラリアでも最大規模の企業、主要な政府関連企業、国内外でビジネスを行う多国籍企業に対し、包括的なサービスを提供しています。クレイトン・ユッツ法律事務所は、常に最高のリーガル・サービスを提供し、長期間にわたるクライアントとの関係を構築するため努力を続けています。

### 国際的な関係を通じた世界規模でのソリューション

クレイトン・ユッツ法律事務所は、世界中の一流法律事務所と強固な関係を築いています。当法律事務所は、海外各地の法律事務所と競合するのではなく、良好な関係を築くことに力を入れてきました。クレイトン・ユッツ法律事務所は、これらの緊密な関係を通じて、国際的なリーガル・チームの一員として効率的に機能し、オーストラリアに投資される海外のクライアントに、最高のリーガル・サービスを最も効率的・効果的な形で提供することができます。

### 外国語の対応能力

クレイトン・ユッツ法律事務所には、多くの言語に対応する能力があります。これは、クライアントに一流のサービスを提供するという私たちのコミットメントを反映したものです。当法律事務所の多くの弁護士は、二ヶ国語、または多言語に堪能であり、適切な知識と経験を有する弁護士が、迅速に案件や翻訳作業のお手伝いをすることができます。

当事務所の対応言語には、日本語、中国語（北京語）、中国語（広東語）、インドネシア語、ヒンディー語、韓国語、マレー語、タミル語、ベトナム語、アフリカーンス語、クロアチア語、デンマーク語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、スウェーデン語、ウクライナ語、ギリシャ語、イタリア語等があります。

## あらゆる分野でのビジネス・リーガル・サービスを提供

クレイトン・ユッツ法律事務所は、企業、訴訟および紛争の解決、銀行・金融サービスおよび資産、環境および建設という主要部門によって構成されています。これらの部門の中に、特定の業務に特化したグループがあり、各々の商工業セクターのニーズや特定の法律分野に対応しています。

### 法律分野

- 銀行・金融
- 資本市場と証券業務
- 競争法
- コンプライアンス
- 建設・大規模プロジェクト
- 企業法務／合併・買収 (M&A)
- 環境・開発計画法
- 保険・リスクマネジメント
- 知的財産
- 国際仲裁
- リーガルITサポート
- 訴訟・紛争の解決
- 先住権
- 製造物責任
- 不動産
- 企業再生・倒産
- 税務
- 電気通信・メディア・テクノロジー
- 労使関係・雇用・職域安全

### 産業

- 広告・マーケティング
- アグリビジネス（農業関連産業）
- 銀行・金融
- 気候変動
- 建設・大規模プロジェクト
- エネルギー・資源
- 政府関連
- 医療・ライフサイエンス
- レジャー・エンターテインメント
- プライベートエクイティ
- 不動産市場
- 電気通信・メディア・テクノロジー
- 交通・物流
- 水関連ビジネス

# クレイトン・ユッツ法律事務所 お問い合わせ先

## 外国関係および外国企業のお問い合わせ先



Stuart Clark (スチュアート・クラーク)

チーフ・オペレーティング・オフィサー、経営パートナー  
弁護士、国際サービス

T +61 2 9353 4158  
F +61 2 8220 6700  
sclark@claytonutz.com

## 日本関係および日本企業のお問い合わせ先



加納 寛之

パートナー弁護士 (日本、豪州連邦、Qld州、米国NY州)

シドニー	ブリスベン
T +61 2 9353 5992	T +61 7 3292 7262
F +61 2 8220 6700	T +61 7 3221 9669
hkano@claytonutz.com	



Andrew Hay (アンドリュー・ヘイ)

パートナー弁護士、M&A および 企業法務

シドニー	ブリスベン
T +61 2 9353 5988	T +61 7 3292 7299
F +61 2 8220 6700	T +61 7 3221 9669
ahay@claytonutz.com	

## 各事務所のお問い合わせ先

### シドニー

Julie Levis  
代表 (パートナー)  
T +61 2 9353 4170  
F +61 2 8220 6700  
jlevis@claytonutz.com

### ブリスベン

Michael Klug  
代表 (パートナー)  
T +61 7 3292 7009  
F +61 7 3221 9669  
mklug@claytonutz.com

### キャンベラ

John Carroll  
代表 (パートナー)  
T +61 2 6279 4006  
F +61 2 6279 4099  
jcarroll@claytonutz.com

### メルボルン

Glen Bartlett  
代表 (パートナー)  
T +61 3 9286 6909  
F +61 3 9629 8488  
gbartlett@claytonutz.com

### パース

Paul Fitzpatrick  
代表 (パートナー)  
T +61 8 9426 8416  
F +61 8 9481 3095  
pfitzpatrick@claytonutz.com

### ダーウィン

Mark Spain  
代表 (パートナー)  
T +61 8 8943 2512  
F +61 8 8943 2500  
mspain@claytonutz.com

# オーストラリア関連の参考ウェブサイト

## 連邦政府省庁・関連団体

オースインダストリー (AusIndustry)

[www.ausindustry.gov.au](http://www.ausindustry.gov.au)

オーストラリア・オープン・フォー・ビジネス (Australia Open for Business)

[www.australia.gov.au](http://www.australia.gov.au)

オーストラリア政府統計局 (ABS)

[www.abs.gov.au](http://www.abs.gov.au)

オーストラリア国税庁 (ATO)

[www.ato.gov.au](http://www.ato.gov.au)

オーストラリア政府観光庁

[www.australia.com](http://www.australia.com)

オーストラリア貿易促進庁 (Austrade)

[www.austrade.com](http://www.austrade.com)

オーストラリア財務省

[www.treasury.gov.au](http://www.treasury.gov.au)

オーストラリア連邦科学・工業研究協会 (CSIRO)

[www.csiro.au](http://www.csiro.au)

オーストラリア農業・漁業・林業省

[www.daff.gov.au](http://www.daff.gov.au)

オーストラリア外務・貿易省

[www.dfat.gov.au](http://www.dfat.gov.au)

オーストラリア移民・市民権省

[www.immi.gov.au](http://www.immi.gov.au)

オーストラリア イノベーション・産業・科学・研究省

[www.innovation.gov.au](http://www.innovation.gov.au)

オーストラリア環境・水資源・国家遺産・芸術省

[www.environment.gov.au](http://www.environment.gov.au)

オーストラリア輸出金融保険公社

[www.efic.gov.au](http://www.efic.gov.au)

オーストラリア外資審議委員会 (FIRB)

[www.firb.gov.au](http://www.firb.gov.au)

オーストラリア知的財産局 (IP Australia)  
[www.ipaustralia.gov.au](http://www.ipaustralia.gov.au)

オーストラリア準備銀行 (RBA) (豪州の中央銀行)  
[www.rba.gov.au](http://www.rba.gov.au)

## 連邦規制・監督機関

オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)  
[www.accc.gov.au](http://www.accc.gov.au)

オーストラリア金融監督庁 (APRA)  
[www.apra.gov.au](http://www.apra.gov.au)

オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)  
[www.asic.gov.au](http://www.asic.gov.au)

オーストラリア通信・メディア庁 (ACMA)  
[www.acma.gov.au](http://www.acma.gov.au)

## ニューサウスウェールズ州

ニューサウスウェールズ州政府  
[www.more.nsw.gov.au](http://www.more.nsw.gov.au)

環境・気候変動・水資源省  
[www.environment.nsw.gov.au](http://www.environment.nsw.gov.au)

一次産業省  
[www.dpi.nsw.gov.au](http://www.dpi.nsw.gov.au)

州・地域開発省  
[www.business.nsw.gov.au](http://www.business.nsw.gov.au)

## ビクトリア州

ビクトリア州政府  
[www.vic.gov.au](http://www.vic.gov.au)

ビジネス・ビクトリア  
[www.business.vic.gov.au](http://www.business.vic.gov.au)

技術革新・産業・地域開発省  
[www.diird.vic.gov.au](http://www.diird.vic.gov.au)

一次産業省  
[www.new.dpi.vic.gov.au](http://www.new.dpi.vic.gov.au)

持続可能性・環境省  
[www.dse.vic.gov.au/dse](http://www.dse.vic.gov.au/dse)

## クイーンズランド州

クイーンズランド州政府  
[www.qld.gov.au](http://www.qld.gov.au)

雇用・経済発展・技術革新省  
[www.dtrdi.qld.gov.au](http://www.dtrdi.qld.gov.au)

環境・資源管理省  
[www.derm.qld.gov.au](http://www.derm.qld.gov.au)

## 南オーストラリア州

南オーストラリア州政府  
[www.sa.gov.au](http://www.sa.gov.au)

一次産業・資源省  
[www.pir.sa.gov.au](http://www.pir.sa.gov.au)

貿易・経済発展省  
[www.southaustralia.biz](http://www.southaustralia.biz)

交通・エネルギー・インフラストラクチャー省  
[www.dtei.sa.gov.au](http://www.dtei.sa.gov.au)

## 西オーストラリア州

西オーストラリア州政府  
[www.wa.gov.au](http://www.wa.gov.au)

商務省  
[www.commerce.wa.gov.au](http://www.commerce.wa.gov.au)

環境・保全省  
[www.dec.wa.gov.au](http://www.dec.wa.gov.au)

鉱山・石油省  
[www.dmp.wa.gov.au](http://www.dmp.wa.gov.au)

州開発省  
[www.dsd.wa.gov.au](http://www.dsd.wa.gov.au)

## タスマニア州

タスマニア州政府

[www.tas.gov.au](http://www.tas.gov.au)

経済発展・観光・芸術省

[www.development.tas.gov.au](http://www.development.tas.gov.au)

インフラストラクチャー・エネルギー・資源省

[www.dier.tas.gov.au](http://www.dier.tas.gov.au)

一次産業・公園・水資源・環境省

[www.dpipwe.tas.gov.au](http://www.dpipwe.tas.gov.au)

## 首都特別地域 (ACT)

首都特別地域政府

[www.act.gov.au](http://www.act.gov.au)

ビジネス産業発展

[www.business.act.gov.au](http://www.business.act.gov.au)

環境・気候変動・エネルギー・水資源省

[www.environment.act.gov.au](http://www.environment.act.gov.au)

## 北部準州

北部準州政府

[www.nt.gov.au](http://www.nt.gov.au)

経済労働省

[www.nt.gov.au/dbe](http://www.nt.gov.au/dbe)

地域開発・一次産業・水産資源省

[www.nt.gov.au/d/](http://www.nt.gov.au/d/)

## ビジネスおよび業界団体

オーストラリア証券取引所 (ASX)

[www.asx.com.au](http://www.asx.com.au)

auDA

[www.auda.org.au](http://www.auda.org.au)

オーストラリア産業グループ (Australian Industry Group)

[www.aigroup.com.au](http://www.aigroup.com.au)

環境ビジネス・オーストラリア (Environment Business Australia)

[www.environmentbusiness.com.au](http://www.environmentbusiness.com.au)

#### シドニー事務所

Level 34  
No1. O'Connell Street  
Sydney NSW 2000  
T +61 2 9353 4000  
F +61 2 8220 6700

#### メルボルン事務所

Level 18  
333 Collins Street  
Melbourne Vic 3000  
T +61 3 9286 6000  
F +61 3 9629 8488

#### ブリスベン事務所

Level 28  
Riparian Plaza  
71 Eagle Street  
Brisbane Qld 4000  
T +61 7 3292 7000  
F +61 7 3221 9669

#### パース事務所

Level 27  
QV1 Building  
250 St. George's Terrace  
Perth WA 6000  
T +61 8 9426 8000  
F +61 8 9481 3095

#### キャンベラ事務所

Level 8  
Canberra House  
40 Marcus Clarke Street  
Canberra ACT 2600  
T +61 2 6279 4000  
F +61 2 6279 4099

#### ダーウィン事務所

17-19 Lindsay Street  
Darwin NT 0800  
T +61 8 8943 2555  
F +61 8 8943 2500

#### 香港事務所

703-704  
The Hong Kong Club  
Building  
3A Chater Road  
Central Hong Kong  
T +852 3980 6868  
F +852 3980 6820

#### ウェブサイト

[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)

本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、2009年11月1日現在におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報の提供を意図したものです。内容は法的なアドバイスではありませんので、法的アドバイスとして依拠しないで下さい。具体的な事項については法的アドバイスを求めて下さい。出典が明確であれば、本冊子の内容を複製して頂いて結構です。掲載されている弁護士はオーストラリアすべての州で弁護士資格を有しているとは限りません。